

電気料金の値下げについて

平成29年7月11日
関西電力株式会社

はじめに	...	2
1 今回の電気料金値下げの概要	...	3 ~ 7
2 今回の電気料金値下げの詳細	...	8 ~ 37
3 電気料金の見直し内容	...	38 ~ 43
4 お客さまへのご説明	...	44 ~ 45

【数値の表示方法について】

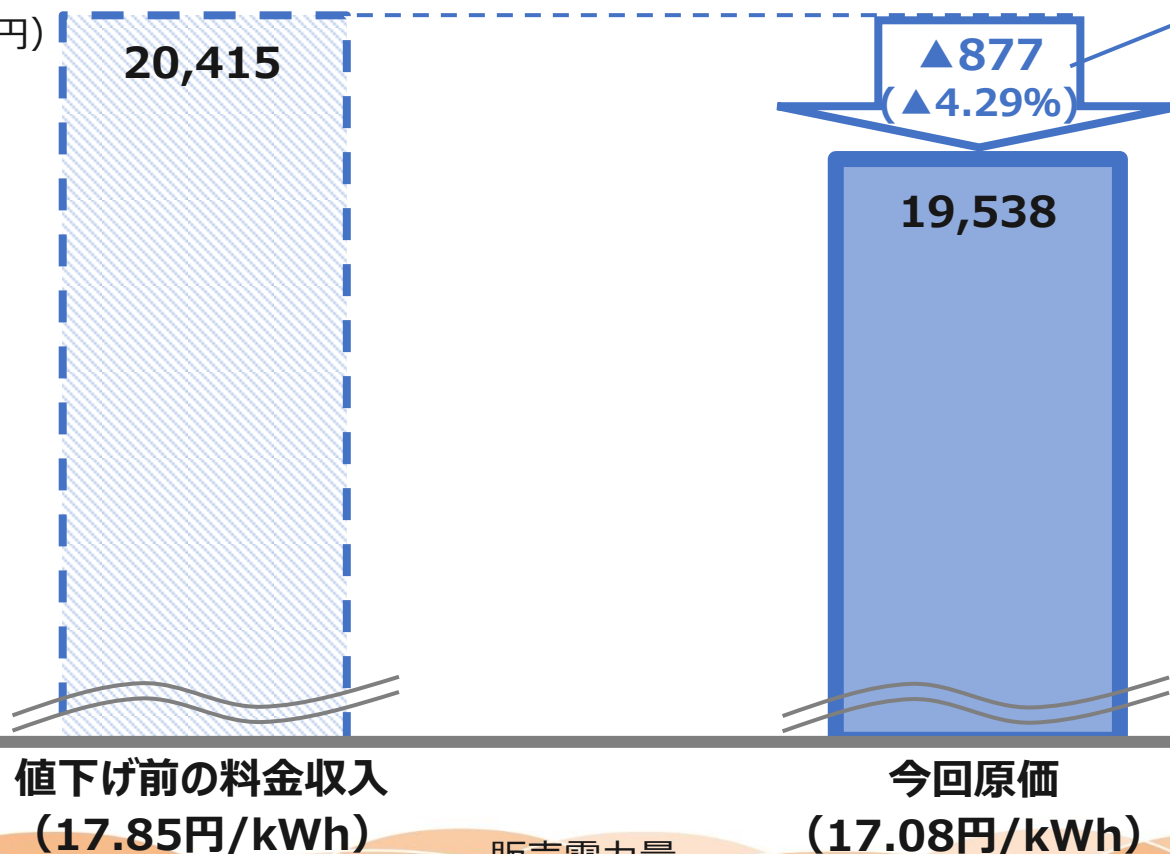
- ・数値の表示にあたっては端数処理（四捨五入・切り捨て）を行っております。そのため、内訳と合計は一致しない場合があります。
- ・販売電力量は、自家消費分を除いた値を記載しております。

- 当社は、高浜発電所 3、4 号機の本格運転の再開を受け、平成 29 年 8 月 1 日から、関西のすべてのお客さまの電気料金を、平均 4.29% 値下げすることとし、7 月 6 日に経済産業大臣に特定小売供給約款等の変更届出を行いました。
- 高浜発電所 3、4 号機の運転再開にあたりましては、これまで一方ならぬご理解やご支援を賜りましたみなさまに、心より厚く御礼申し上げます。
- 今回の電気料金の値下げは、2 度の値上げによりご迷惑をおかけしたお客さまに、高浜発電所 3、4 号機の運転再開による火力燃料費等の削減分と、経営効率化の深掘りの成果等を、ご使用量が多くなる夏場に向けて、出来るだけ早くお返しすべく実施いたします。
- 電気料金水準は、平成 27 年 6 月の値上げ以降、燃料費調整により既に平均 1.1% 程度値下がりしており、今回の平均 4.29% の値下げとあわせて平成 27 年 6 月の値上げ後と比較いたしますと、合計で平均 1.5% 程度の低下となります。
- 当社は、引き続き、高浜発電所 3、4 号機の安全・安定運転に努めるとともに、大飯発電所 3、4 号機をはじめ、安全性が確認された原子力プラントの再稼動に、安全最優先で取り組んでまいります。
- 大飯発電所 3、4 号機の本格運転が実現しましたら、さらに、電気料金の値下げを実施し、価格とサービスの両面で、競争力を高め、お客さまから信頼され、お選びいただけるよう全力を尽くしてまいります。
- みなさまには、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

- 高浜発電所3・4号機の運転再開による火力燃料費等の削減分および経営効率化の深掘り等により、今回の値下げ後の原価は1兆9,538億円となり、値下げ前の料金収入2兆415億円に比べ、▲877億円の値下げとなり、値下げ率は平均▲4.29%となります。

◆今回原価と値下げ前の料金による収入（現行料金収入）の比較

(単位：億円)



高浜3・4号機の運転再開、
経営効率化の深掘り等
による値下げ

規制分野	▲3.15%
自由化分野	▲4.90%

- ※ 今回原価の原価算定期間は平成29年度です。
- ※ 値下げ前の料金による収入は、今回の原価算定の前提となる販売電力量と値下げ前の電気料金単価に基づき算定したものです。
(再生可能エネルギー発電促進賦課金、消費税等相当額は含みません。)
- ※ 接続供給に伴う託送収益を除いております。
- ※ 規制分野とは、「従量電灯A」「従量電灯B」「低圧電力」等を、自由化分野とは、高圧・特別高圧分野の料金メニューおよび、低圧分野における「時間帯別電灯」「はぴeタイム」「季時別電灯P S」「eおとくプラン」「eスマート10」「低圧総合利用契約」等を指します。

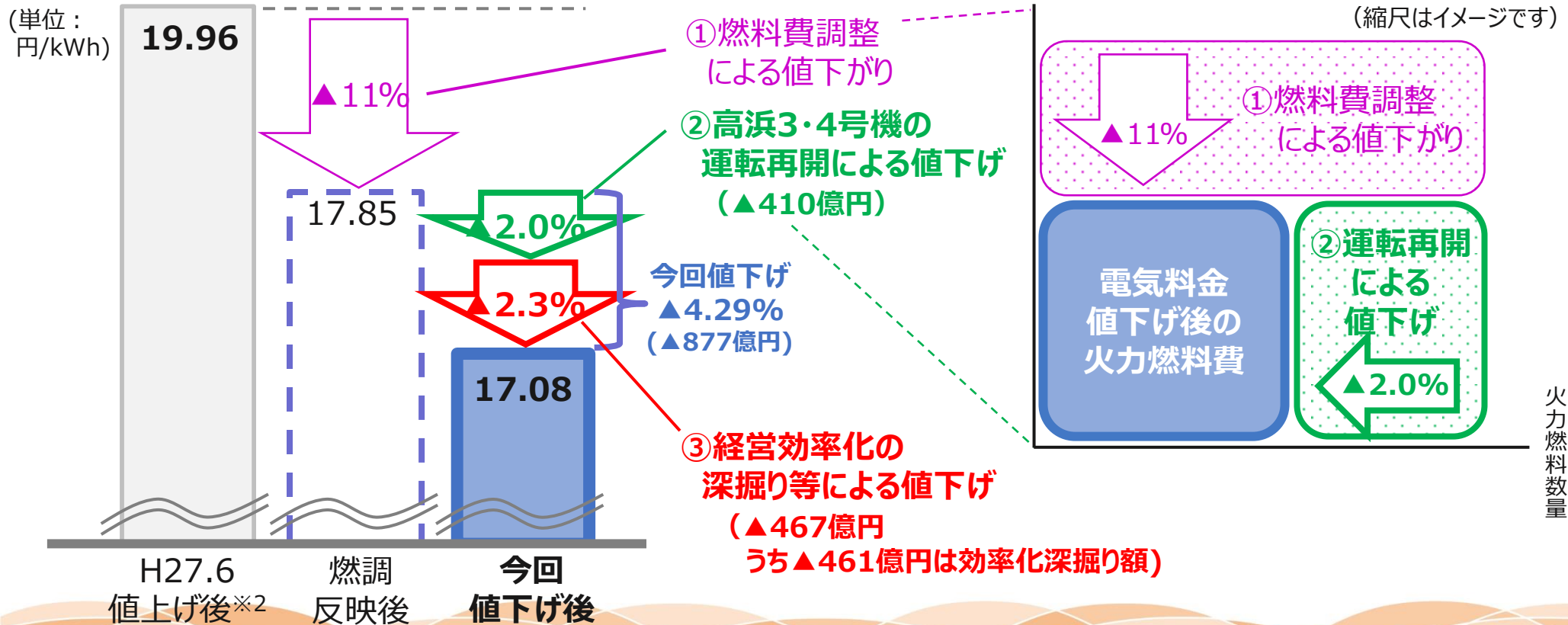
販売電力量
1,144億kWh

今回の電気料金値下げの概要②

4

- 今回の値下げ前の電気料金は、前回の値上げ後、原油価格の下落等を受け、燃料費調整により平均▲11%程度値下がりしております。（下図①）
- 今回、高浜発電所3・4号機の運転再開に伴う火力燃料費等の削減分※1の反映により、▲2.0%程度（▲410億円）を値下げいたします。（下図②）
- さらに、経営効率化の深掘り等の反映により、▲2.3%程度（▲467億円）を値下げいたします。（下図③）
- これらを合わせて、▲4.29%（▲877億円）を値下げいたします。

◆今回の電気料金値下げ後の料金水準



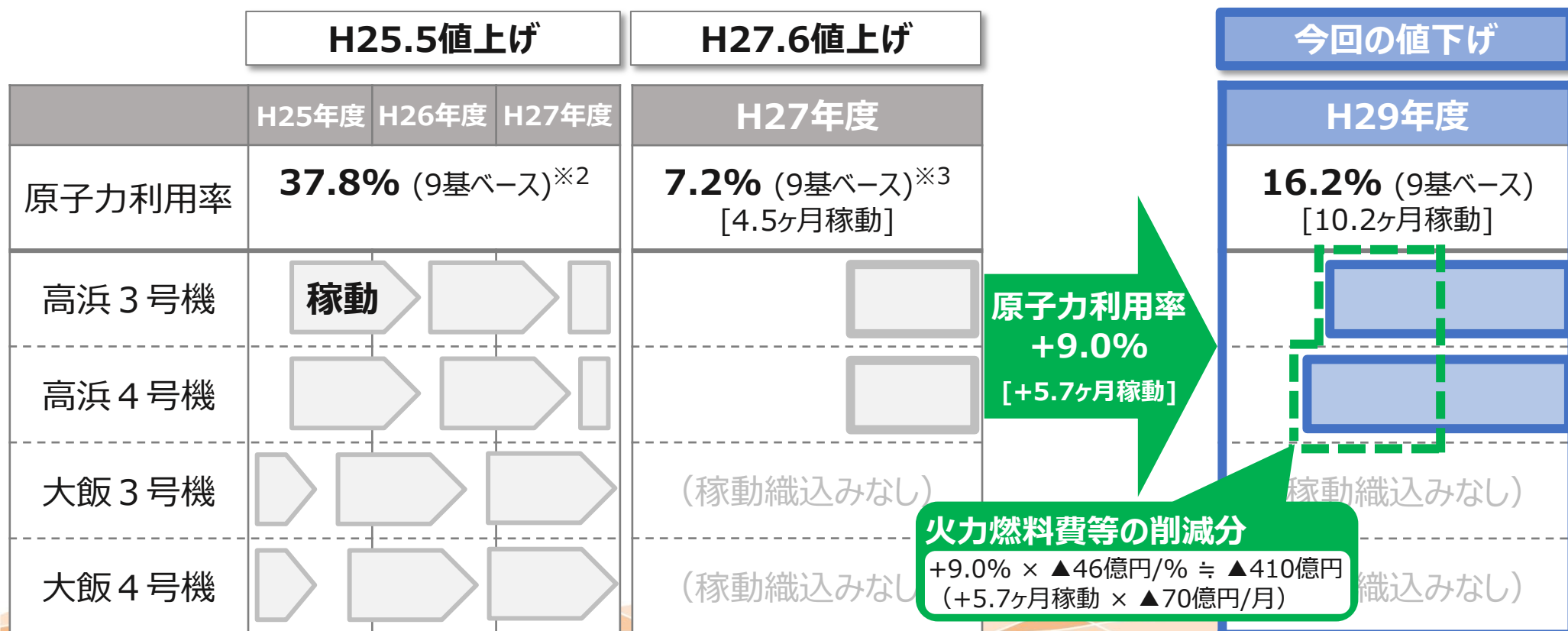
※1 火力燃料費等の削減分：原子力利用率の改善+9.0% × 原子力利用率の1%変動影響額▲46億円 ÷ ▲410億円

※2 H27.6値上げ後：軽減期間（平成27年6月1日～同年9月30日）終了後の電気料金水準。

高浜発電所 3・4 号機の運転再開による値下げ

5

- 高浜発電所 4 号機は平成29年6月16日から、同 3 号機は7月4日から本格運転を再開しました。
この 2 基の運転再開による火力燃料費等の削減分を値下げいたします。
- 具体的には、平成27年6月の値上げ時には、高浜発電所 3・4 号機の一部稼動（平成27年11月～28 年3月の5ヶ月間程度）を見込み、原子力利用率を7.2%で織り込んでおりましたが、今回、運転再開したことにより、原子力利用率が16.2%となるため、7.2%を上回る分の+9.0%により生じる火力燃料費等の削減分について、値下げいたします。
- なお、上記の原子力利用率には、調整運転（発電機並列）※1以降の発電量を全て反映しております。



※1 調整運転(発電機並列):本格運転の再開前に行うもの。高浜 4 号機は平成29年5月22日、同 3 号機は6月9日から開始。

※2 H25.5値上げ:11基ベースの原子力利用率:34.5% ※3 H27.6値上げ:11基ベースの原子力利用率:6.6%

経営効率化の深掘りによる値下げ

6

○当社は、平成25年度以降、グループの総力を挙げ、徹底した効率化に努めた結果、現行の電気料金原価に織り込んだ平成27年度の経営効率化目標額（2,355億円）※を達成しました。

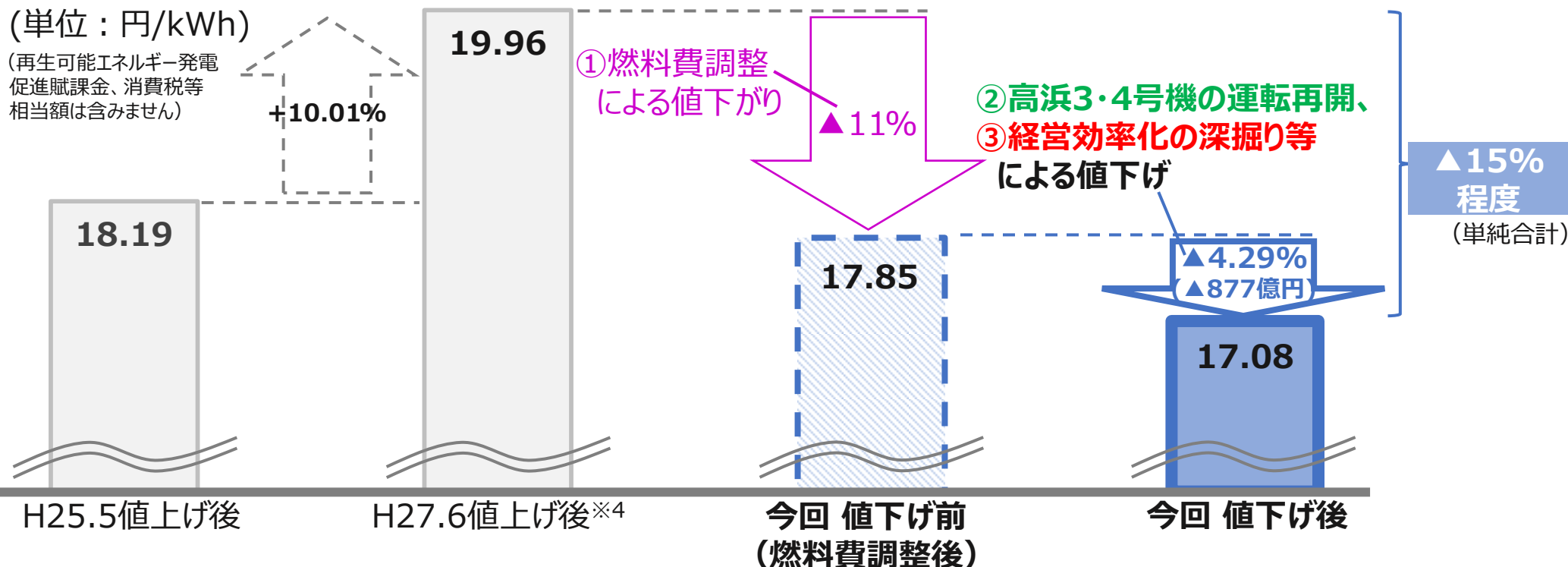
○この目標額を起点に、今回の値下げの原価には、さらなる効率化深掘りの成果461億円を織り込んでおります。

※平成27年6月の値上げ認可時に公表した効率化目標額

（単位：億円）

	今回 効率化 深掘り額	主な取組みの内容	前回(H27) 効率化 目標額
需給関連費用	133	・相生発電所の重油・原油からLNGへの転換による燃料費低減 ・他社電源・自家発電等の固定費用低減	914
設備投資関連費用	26	・調達価格のさらなる低減	117
修繕費	163	・調達価格のさらなる低減 ・スマートメーターの価格低減	370
人件費	(採用数の抑制をはじめとしたこれまでの効率化方策の成果を着実に継続)		465
諸経費等	138	・調達価格のさらなる低減 ・事務用品・じゅう器用具等のさらなる厳選	489
合 計	461		2,355

- 平成25年の値上げ時※¹に前提とした原子力プラントの再稼動が大きく遅延したことから、平成27年に「電源構成変分認可制度※²」に基づき、平均10.01%の値上げ※³を実施いたしました。
- その後、原油価格の下落等を受け、燃料費調整により平均▲11%程度、電気料金は値下がりしております。今回、高浜発電所3・4号機の運転再開および経営効率化の深掘り等により、平均▲4.29%を値下げいたしますので、平成27年度の値上げ時と比べて平均▲15%程度の電気料金の低下となります。
- なお、大飯発電所3・4号機の本格運転が実現すれば、電気料金をさらに値下げしたいと考えております。



※¹ H25.5値上げ (値上げ率) : 規制分野+9.75% 自由化分野+17.26% (全系+13.69%)

※² 電源構成変分認可制度 (概要) : 電気料金値上げの認可を経ていることを条件に、当該原価算定期間内において、事業者の自助努力の及ばない電源構成の変動があった場合に、総原価を洗い替えることなく、当該部分 (対象費用: 燃料費、バックエンド関係費用、購入・販売電力料の電源費・電源料、事業税) の将来の原価の変動のみを料金に反映させる料金認可改定。

※³ H27.6値上げ (値上げ率) : 規制分野+8.36% 自由化分野+11.50% (全系 +10.01%)

※⁴ H27.6値上げ後: 軽減期間 (平成27年6月1日～同年9月30日) 終了後の電気料金水準。

○今回原価は、1兆9,538億円となり、前回原価（平成27年6月値上げ）の2兆8,967億円に比べて、9,429億円の減少となりました。

（単位：億円）

			A 前回	B 今回	差引(B - A)
総原価	営業費	人件費	1,822	1,934	112
		燃料費	10,477	5,225	▲5,252
		修繕費	2,574	1,968	▲606
		減価償却費	2,937	2,510	▲427
		購入電力料	4,971	2,917	▲2,054
		公租公課	1,764	1,592	▲172
		その他	3,851	3,956	105
		小計	28,396	20,103	▲8,293
	事業報酬		1,340	1,199	▲142
	控除収益		▲635	▲763	▲129
総原価①		29,102	20,538 (6,557) ※	▲8,564	
接続供給託送料②		－	15	15	
接続供給託送収益③		▲135	▲890	▲755	
託送料金据置影響④		－	▲125	▲125	
小売対象原価 ⑤＝①＋②＋③＋④		28,967	19,538	▲9,429	
現行料金収入⑥			20,415	(値下げ率) ⑧＝⑦／⑥	
値下げ額⑦＝⑤－⑥			▲877	▲4.29%	

※ () 内は、託送原価。

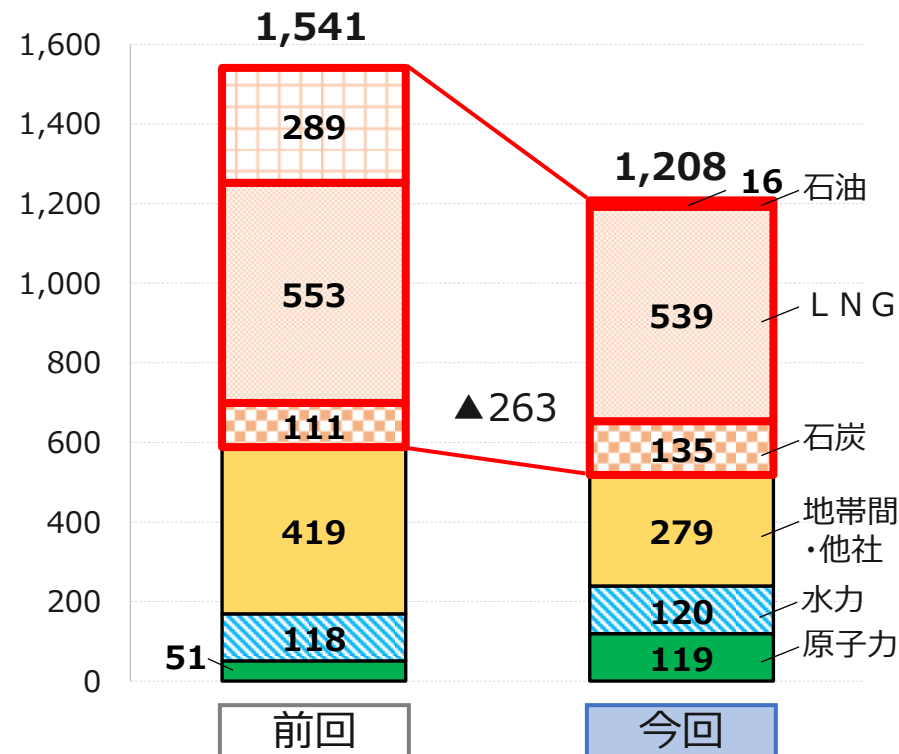
- 販売電力量は、省エネの進展、新電力への契約切替等を見込み、1,144億kWhと想定しており、販売電力量の減少とともに、供給電力量も減少しております。
- 高浜発電所 3・4 号機の運転再開にともない、原子力利用率は16.2%に上昇し、火力発電量が大幅に減少しております。
- 原油価格、為替レートは、至近の市況動向を反映しております。
- 事業報酬率は、電力会社の平均有利子負債利率の低下等により、低下しております。

◆原価算定の前提諸元

		A 前回	B 今回	差引 (B - A)
販売電力量	(億kWh)	1,457	1,144	▲313
原子力利用率	(%)	7.2	16.2	9.0
原油価格※1	(\$/b)	105.9	55.2	▲50.7
為替レート※1	(円/\$)	78.9	112.7	33.8
事業報酬率※2	(%)	2.9	2.8	▲0.1

◆供給電力量※3の比較

(単位:億kWh)



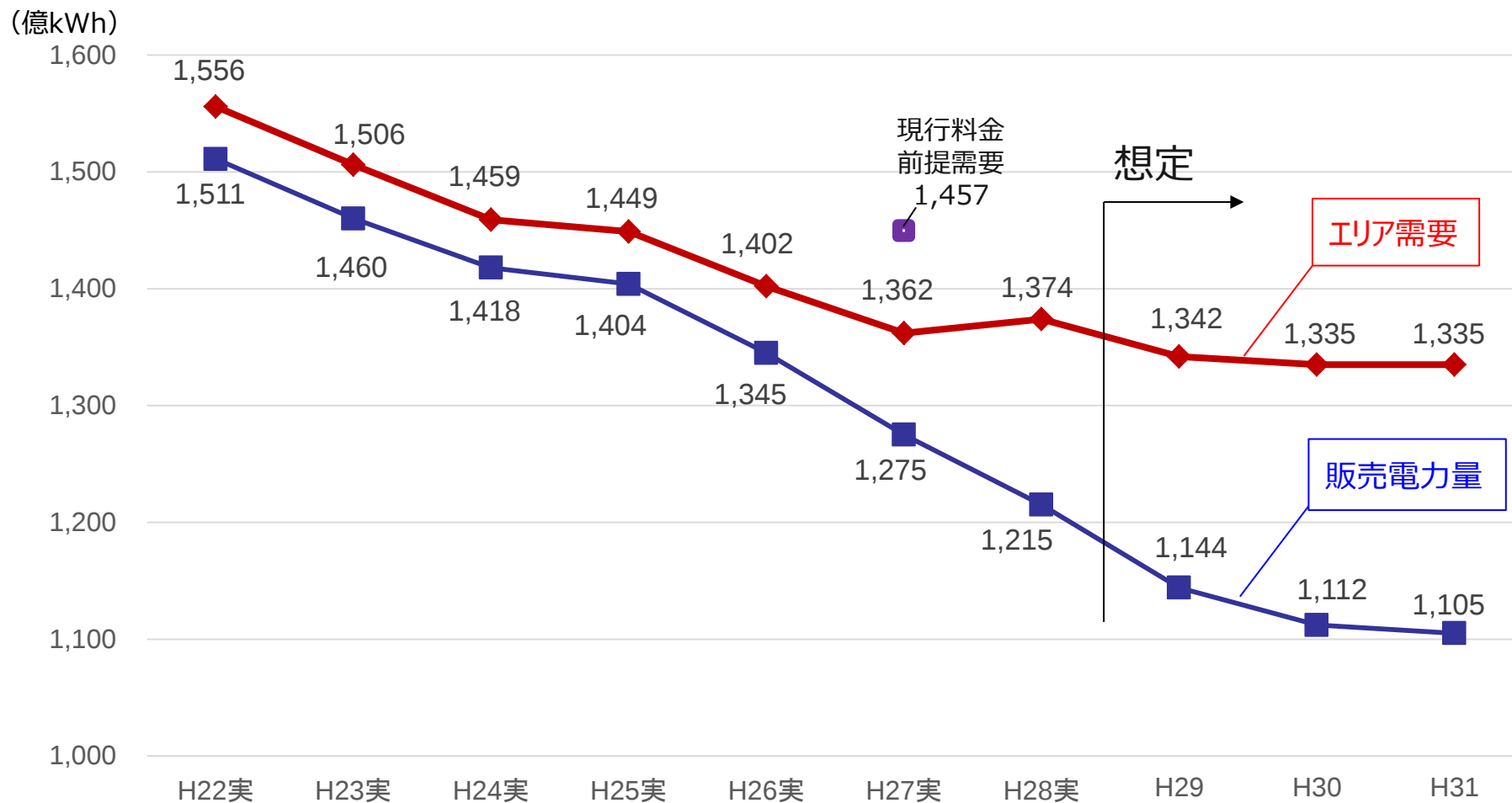
※1 原油価格・為替レートは、平成29年2月～4月までの貿易統計平均値としております。

※2 事業報酬率は、「みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則」等に基づき算定しております。

※3 供給電力量は、自社はすべて送電端です。揚水動力および自社新エネは水力に含めております。

また、地帯間・他社には他社からの新エネ購入分を含みます。

○省エネ等の進展や新電力への契約切替等により、エリア需要・販売電力量とも減少する見通しです。



- 人件費は、検針・集金作業の法人委託化等による費用の減少が見られるものの、退職給与金の割引率見直しに伴い、数理差異償却が増加したこと等により、前回に比べ、112億円増加しております。
- 算定に当たっては、査定方針等を踏まえ、各種メルクマールを用いるとともに、電気事業に直接関連のない人員※に係る費用を予め原価から控除しております。

※ガスなどの附帯事業関連、スマート電化販売、病院関連、顧問秘書人員等

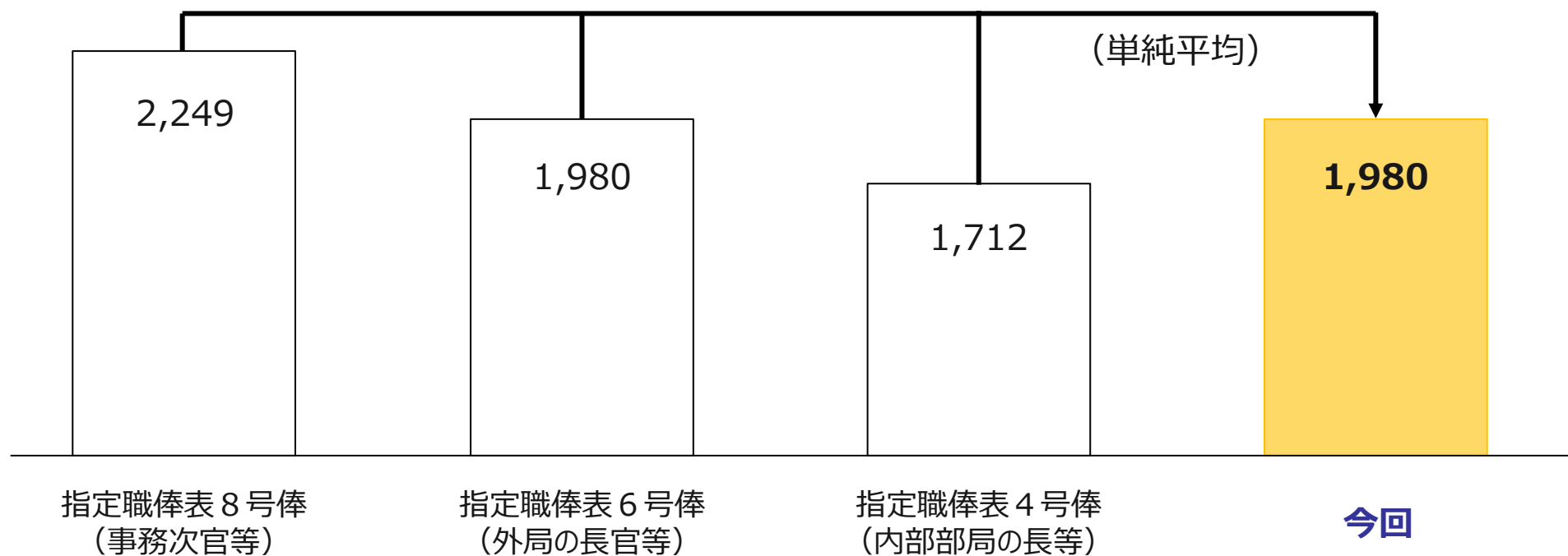
(単位：億円)

	A 前回	B 今回	差引 (B-A)	備考
役員給与	3.6	3.3	▲0.3	国家公務員の指定職の給与水準（1,980万円/人：H27年度託送料金査定方針）を適用。社内役員の削減（▲3名）を反映。
給料手当	1,354	1,354	▲0.5	H28賃金構造基本統計調査をもとに算定した大企業と公益企業の平均値（639万円/人）を給与手当メルクマールとして適用。採用抑制等による要員効率化を反映。
給料手当振替額(貸方)	▲26	▲35	▲8	給与手当メルクマールの見直しに伴う減
退職給与金	175	322	+146	割引率の見直し等による数理差異償却の増 (年金資産を保有していないため、期待運用収益率の設定なし)
厚生費	259	261	+3	厚生年金保険料率の引き上げ等による増
委託検針費	32	0	▲32	全面法人委託化による減
委託集金費	5	0	▲5	全面法人委託化による減
雑給	20	29	+9	定年退職後の再雇用者の増加による増
人件費 合計	1,822	1,934	+112	

平均経費人員(人)	22,060	20,132	▲1,928	採用抑制等による要員効率化による減
-----------	--------	--------	--------	-------------------

- 社内役員給与は、前回は平成25年度値上げ時の査定方針に従い、給与減額特例法適用後の1,800万円／人を用いて算定しましたが、今回は平成27年度託送料金の査定方針に示された国家公務員の指定職の給与水準に従って、1,980万円／人で算定しております。

＜一人当たり社内役員給与水準＞（単位：万円）



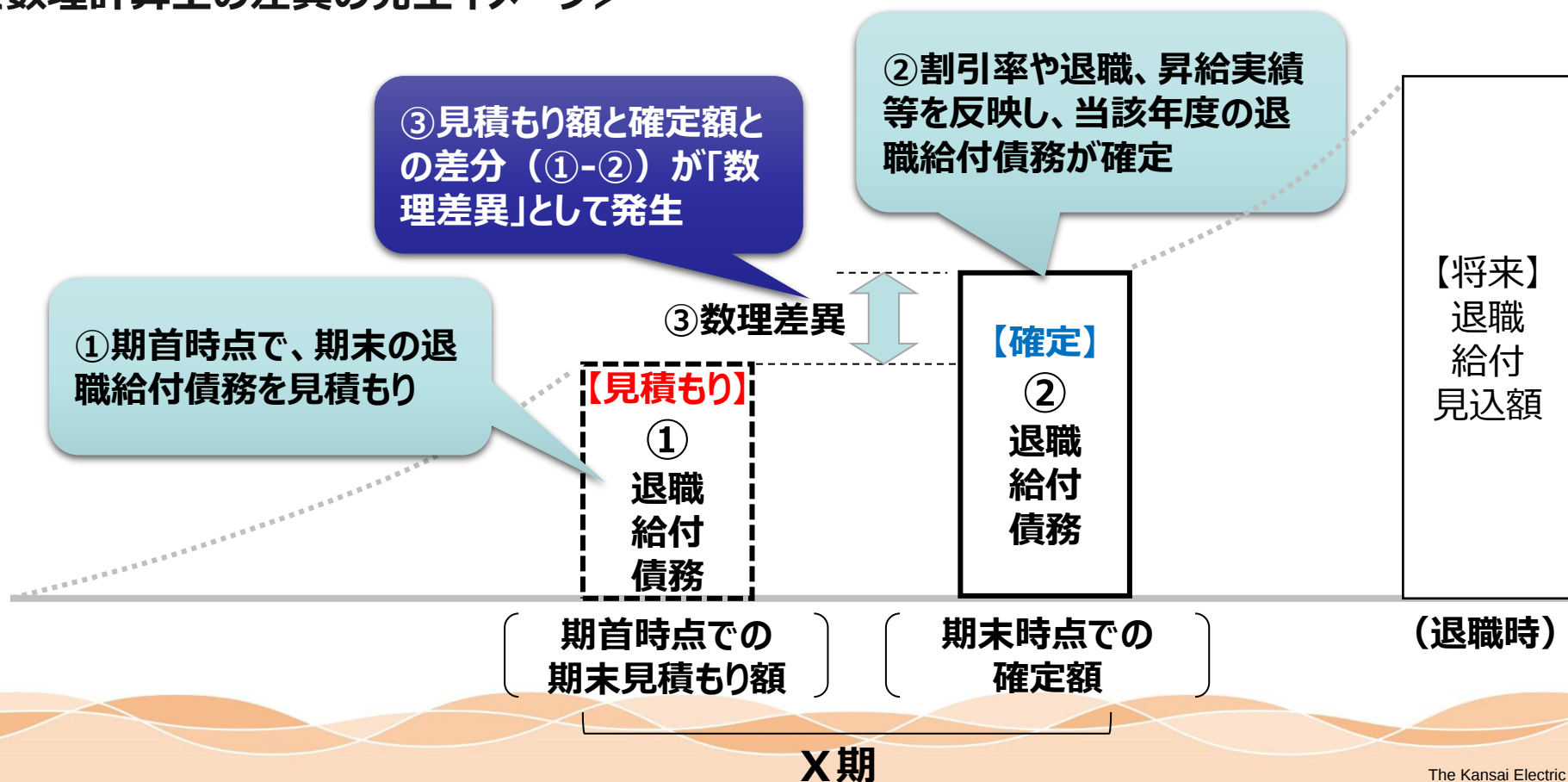
○ 一人当たり給料手当メルクマールは、前回と同様の算定方法に基づき、最新の賃金構造基本統計調査を用いて、以下の通り算定しております。（前回：平成24年度調査、今回：平成28年度調査）

- ① 常用労働者1,000人以上の企業平均に地域補正を乗じた値（5,896千円）
- ② 公益企業(ガス・水道・鉄道)において、当社の労務構成(年齢、勤続年数、学歴)を加味した平均値に地域補正を乗じた値（6,884千円）
- ③ 上記①および②で求められた値の単純平均値：6,390千円＝一人当たり給料手当メルクマール

	式	A 前回	B 今回	差引 (B-A)
地域補正係数	a	1.001089	0.976190	▲0.024899
(単位：千円)				
常用労働者1,000人以上の企業平均(正社員)	b	5,937	6,040	+103
常用労働者1,000人以上の企業補正後(正社員+地域)	c=b×a	5,943	5,896	▲47
公益企業平均(学歴・年齢・年数補正後)	d=(d1+d2+d3)/3	6,585	7,052	+467
ガス	d1	7,349	7,980	+631
水道	d2	5,959	6,307	+348
鉄道	d3	6,447	6,869	+422
公益企業補正後(学歴・年齢・年数補正・地域後)	e=d×a	6,592	6,884	+292
一人当たり給料手当メルクマール	f=(c+e)/2	6,268	6,390	+122

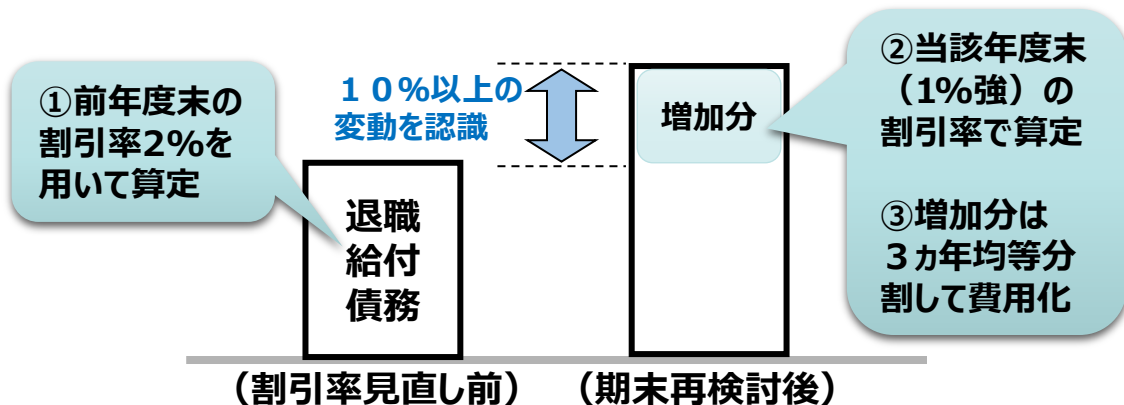
- 退職給与金における数理計算上の差異とは、「①当該年度に認識すべき退職給付債務を期首時点で見積もった期末見積もり額」と、「②割引率や実際の退職・昇給状況等の変動を踏まえた、期末時点で確定値」との差分（③）のことをいいます。

<数理計算上の差異の発生イメージ>



- 退職給付に関する会計基準では、退職給付債務の算定に用いる割引率は、国債等の安全性の高い利回りを基礎とすることが規定されております。
- 加えて、毎期末に割引率を再検討し、前期末と比較して、当該期末の割引率で計算した場合の退職給付債務が10%以上変動する場合は、当該期末の割引率を適用することと定められております。
- 当社は、平成26年度末の退職給付債務の算定において、割引率を見直した結果、10%以上の変動が生じたため、本基準に従い 割引率を見直しており、その結果、平成26年度末時点で認識すべき退職給付債務が増加しております。

<割引率の変更に伴う数理差異の増加イメージ>



<説明>

- ① 見直し前は、期末における「国債等の安全性の高い債権利回り(2%)」を適用。
- ② 但し、毎期末に割引率見直し(1%強)の要否を判断。平成26年度末に退職給付債務を算定した際に、10%以上の変動が生じたため、割引率を見直し(2%→1%強)。
- ③ 割引率の見直しに伴い、退職給付債務が増加。当社は、増加分を3カ年に均等分割して費用計上。

<数理差異償却の発生状況>

(単位：億円)

	A 前回		B 今回		差引 (B-A)
3年前	H22発生	▲2	H26発生	109	+111
2年前	H23発生	▲41	H27発生	23	+64
1年前	H24発生見込み	▲1	H28発生	6	+7
合計		▲43		139	+182

- 法定厚生費は、厚生年金保険料等の保険料率の引き上げにより、前回に比べ、10億円増加し、一般厚生費は、要員効率化等により7億円減少しました。この結果、厚生費総額では前回に比べ、3億円増加しております。

(単位：億円)

	A 前回	B 今回	差引 (B-A)	
厚生費	259	261	+3	
法定厚生費	203	213	+10	
厚生年金保険料	112	120	+8	保険料水準の引き上げによる増（保険料率を段階的に引き上げ、H29年以降、事業主負担9.15%で固定することを法定化）
健康保険料	67	70	+3	保険給付費の増加に伴う、保険料率の改定による増（査定方針※に従い、事業者負担割合の上限を53.32%として算定）
介護保険料	5	8	+2	介護保険料率の改定による増（H29年度介護給付費等に係る厚生労働省からの通知をもとに算定）
その他法定厚生費	18	15	▲4	その他には雇用保険、期末社会保障引当・充当、労災補償等が含まれる
一般厚生費	55	48	▲7	
厚生施設費	19	19	▲0.2	
カフェテリアプラン	15	13	▲2	
その他一般厚生費	21	16	▲5	その他には保険費、慶弔費、持家財形貯蓄利子補給等が含まれる

※H27.12 託送供給等約款認可申請に係る査定方針（法定厚生費）

・事業者負担割合は、「健康保険組合の現勢（H26.3末現在）」によれば、単一・連合の計が55.27%となっているが、法定下限の50%や、これまでの電気料金値上げの審査における事業者負担割合を勘案し、平成28年度末53.49%、29年度末53.14%、30年度末52.79%の負担割合とすることが妥当であり、これらの負担割合と申請負担割合の差分を託送料金原価から減額する。

- 人件費の効率化を進める中、検針および集金作業を法人委託化（委託費に計上）することで、委託検針費は32億円、委託集金費は5億円、前回に比べ減少しております。
- 委託費との合計で比較しますと、集金に係る費用は6億円減少しておりますが、検針業務において、全面法人委託化により、増員した検針人ならびに新たに設置した管理者の人件費に加え、それらの人員と新規に付与した業務に対応するための教育等の一時的な諸経費が増加していることから、検針に係る費用は15億円増加しております。

(単位：億円)

		A 前回	B 今回	差引 (B-A)
人件費	委託検針費	32	0	▲32
	委託集金費	5	0	▲5

その他経費	委託費 (検針)	46	93	+47
	委託費 (集金)	13	12	▲1

検針 合計		78	93	+15
集金 合計		18	12	▲6

○雑給は、定年退職後の再雇用者増加により、前回に比べ、9億円増加しております。

(単位：億円)

	A 前回	B 今回	差引 (B-A)	
雑給	20	29	+9	
再雇用者給与	12	22	+10	定年退職後の再雇用者増加による増
試雇給与	3	2	▲1	
常用員給与	3	3	▲0.3	
その他雑給	2	2	+0.2	

再雇用者数 (人)	420	749	+329	
-----------	-----	-----	------	--

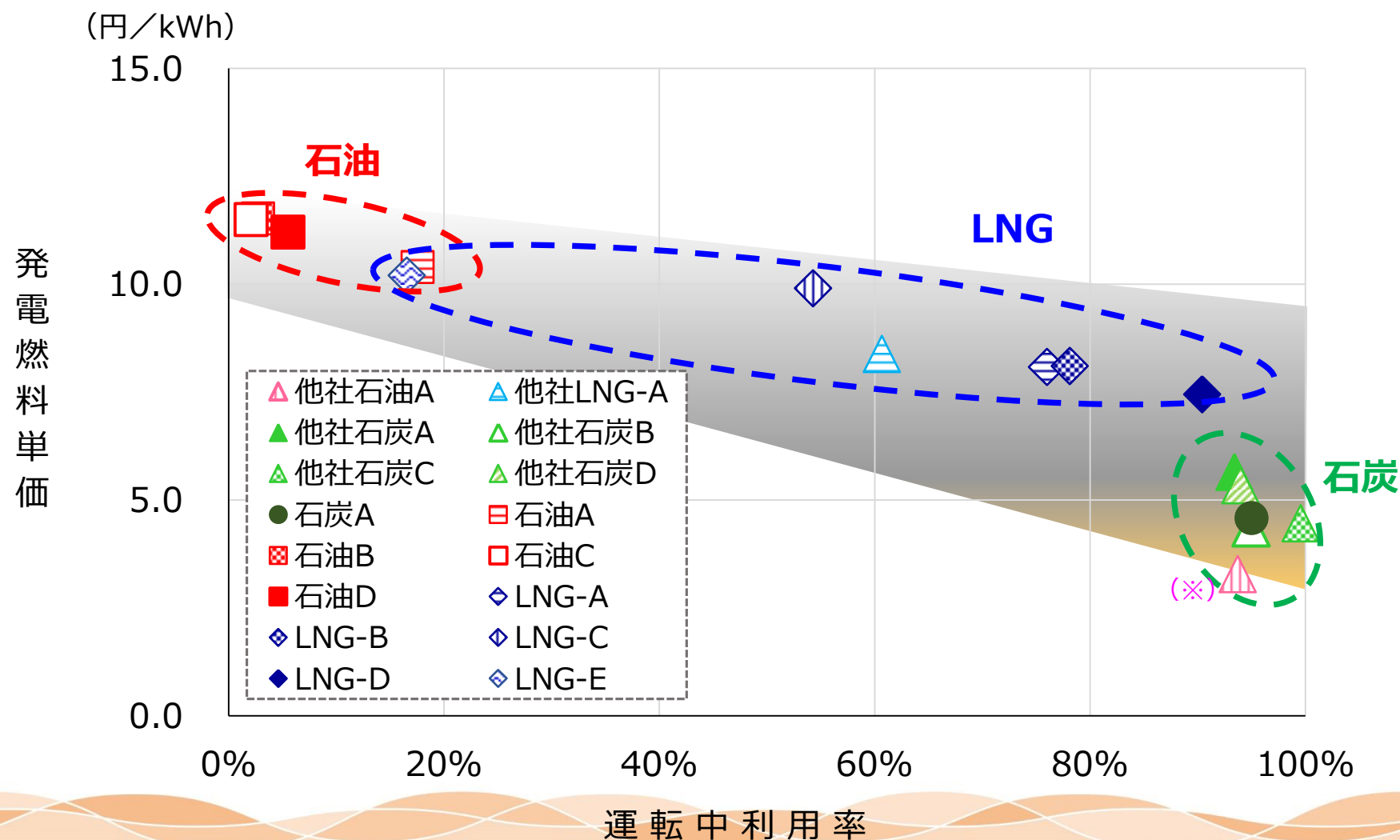
- 高浜発電所 3・4 号機の運転再開により、原子燃料費が増加したものの、供給電力量全体の減少、火力発電量の減少、原油価格の下落等による燃料価格の低下を反映した結果、前回に比べ、燃料費は 5,252億円、購入・販売電力料差引は2,203億円の減少となりました。
- 一方、原子力バックエンド費用は、原子力発電量の増加ならびに、引当方式の変更により、前回に比べ、219億円の増加となりました。

(億円, 億kWh, 円 / kWh)

		A 前回			B 今回			差 引 (B-A)		
		金額	発電電力量	単価	金額	発電電力量	単価	金額	発電電力量	単価
燃料費	火 力	10,435	986	10.58	5,110	716	7.14	▲5,326	▲270	▲3.44
	石油系	4,316	302	14.29	226	20	11.30	▲4,090	▲282	▲2.99
	LNG	5,648	566	9.98	4,172	554	7.53	▲1,476	▲12	▲2.45
	石炭系	472	118	4.00	610	143	4.27	138	25	0.27
	その他	-	-	-	102	-	-	102	-	-
	原 子 力	42	56	0.75	116	127	0.91	74	71	0.16
合 計		10,477	1,043	10.05	5,225	843	6.20	▲5,252	▲200	▲3.85
購入電力料		4,971	442	11.25	2,917	329	8.86	▲2,054	▲113	▲2.39
販売電力料		321	24	13.38	470	50	9.40	149	26	▲3.98
購入・販売電力料差引		4,650	418	▲2.13	2,447	279	▲0.54	▲2,203	▲139	1.59
原子力バックエンド費用		327	56	5.79	545	127	4.29	219	71	▲1.50

※石炭系の発電電力量の増加は、舞鶴発電所の定期検査の入り方の違いによるもの。

○発電燃料単価の安い火力機を最大限活用するメリットオーダーの考え方に基づき、供給電力量を配分した結果、燃料単価の安い石炭は高稼働となっている一方、LNGや石油火力は、燃料単価が高くなるほど低稼働となっています。



(※) 他社石油 A については、残さ油にかかる安価な受電契約であり、単価が低い

- 減価償却費は、前回原価織込みの姫路第二発電所運開に伴う特別償却費の減少および償却進行等により、前回に比べ、427億円減少しました。
- 事業報酬は、償却進行による特定固定資産の減少や、他人資本報酬率に平成28年度実績を反映したことにより、事業報酬率が2.8%に低下したことなどから、前回に比べ、142億円減少しました。

◆減価償却費

(億円)

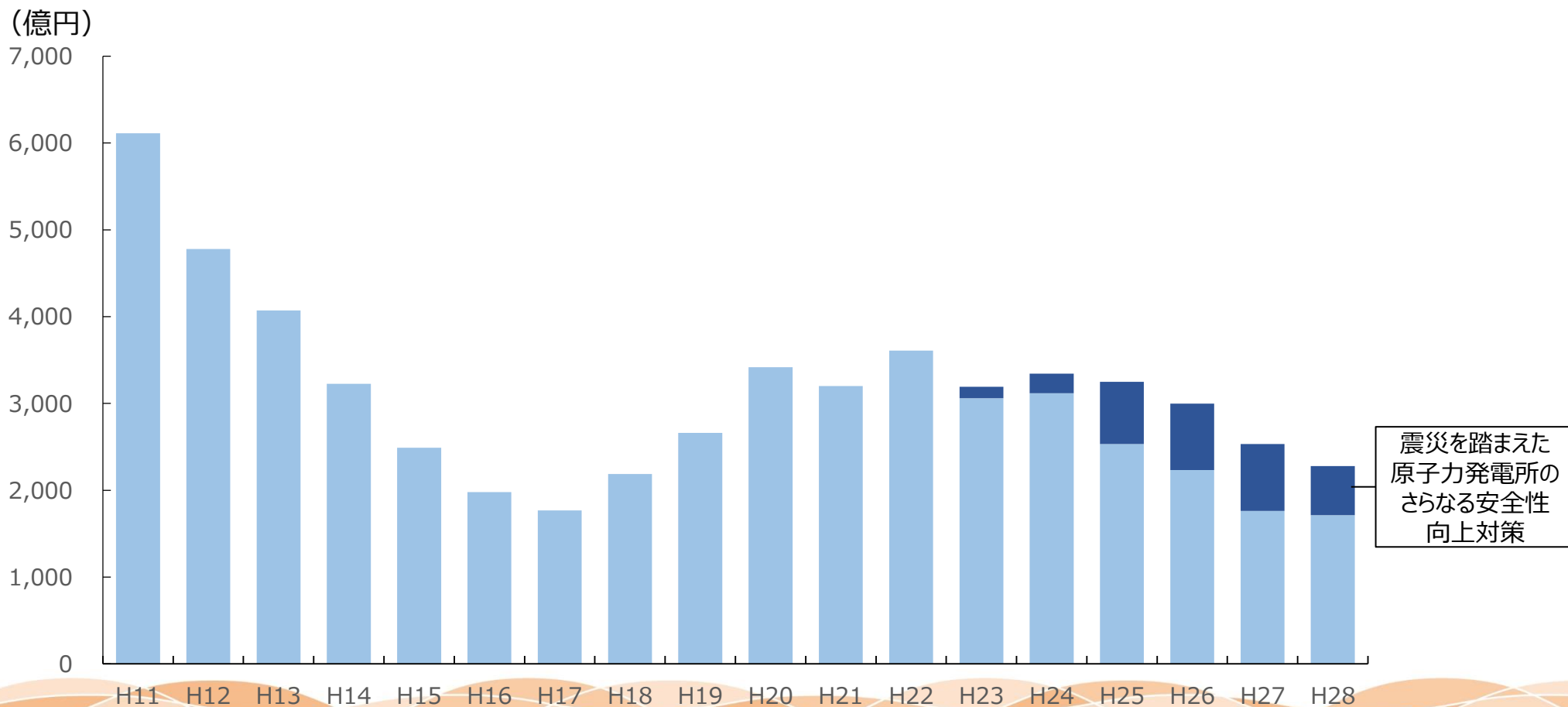
	A 前回	B 今回	差引 (B-A)
水力	186	173	▲13
火力	662	468	▲194
原子力	499	460	▲39
新エネ	3	2	▲1
送電	730	635	▲95
変電	346	338	▲8
配電	338	308	▲30
業務	174	127	▲47
合計	2,937	2,510	▲427

◆事業報酬

(億円)

		A 前回	B 今回	差引 (B－A)	
レ ー ト ベ ー ス	特定固定資産		34,783	32,487	▲2,296
	建設中の資産		1,470	1,351	▲119
	核燃料資産		5,058	4,802	▲257
	特定投資		1,146	1,621	475
	運転資本	営業資本	2,509	1,862	▲647
		貯蔵品	1,254	688	▲566
		計	3,763	2,550	▲1,213
合計 ①		46,221	42,810	▲3,411	
事業報酬率 ②		2.9%	2.8%	▲0.1%	
事業報酬 ③＝①×②		1,340	1,199	▲142	

- 効率化の推進や需要の伸びの鈍化に伴う新たな設備の拡充にかかる投資の減少や、過去に建設した設備の更新工事による増加等により、設備投資額は下のグラフのように推移しております。
- 安全・安定供給の確保を最優先に、原子力発電所の安全性向上対策を含め、適切な設備の形成や更新を基本とした設備投資計画としており、実施にあたっては建設費の抑制に努め、資産効率の向上に取り組んでおります。



○料金算定規則（経済産業省令）等に基づき算定した結果、事業報酬率は2.8%となりました。

◆事業報酬率の算定方法

	資本構成	報酬率
自己資本報酬率 (A)	30%	6.73%
他人資本報酬率 (B)	70%	1.16%
事業報酬率	100%	2.8%

(A) 自己資本報酬率（平成21年～平成27年の7ヵ年平均値）

	ウェイト	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H21～27
公社債利回り	12%	1.41	1.18	1.08	0.81	0.70	0.51	0.36	-
自己資本利益率	88% (β値)	4.77	6.95	5.88	6.95	9.35	9.72	9.06	-
自己資本報酬率	100%	4.37	6.26	5.30	6.21	8.31	8.61	8.02	6.73

※公社債利回り：「長期国債」「地方債」「政府保証債」の平均値を採用。

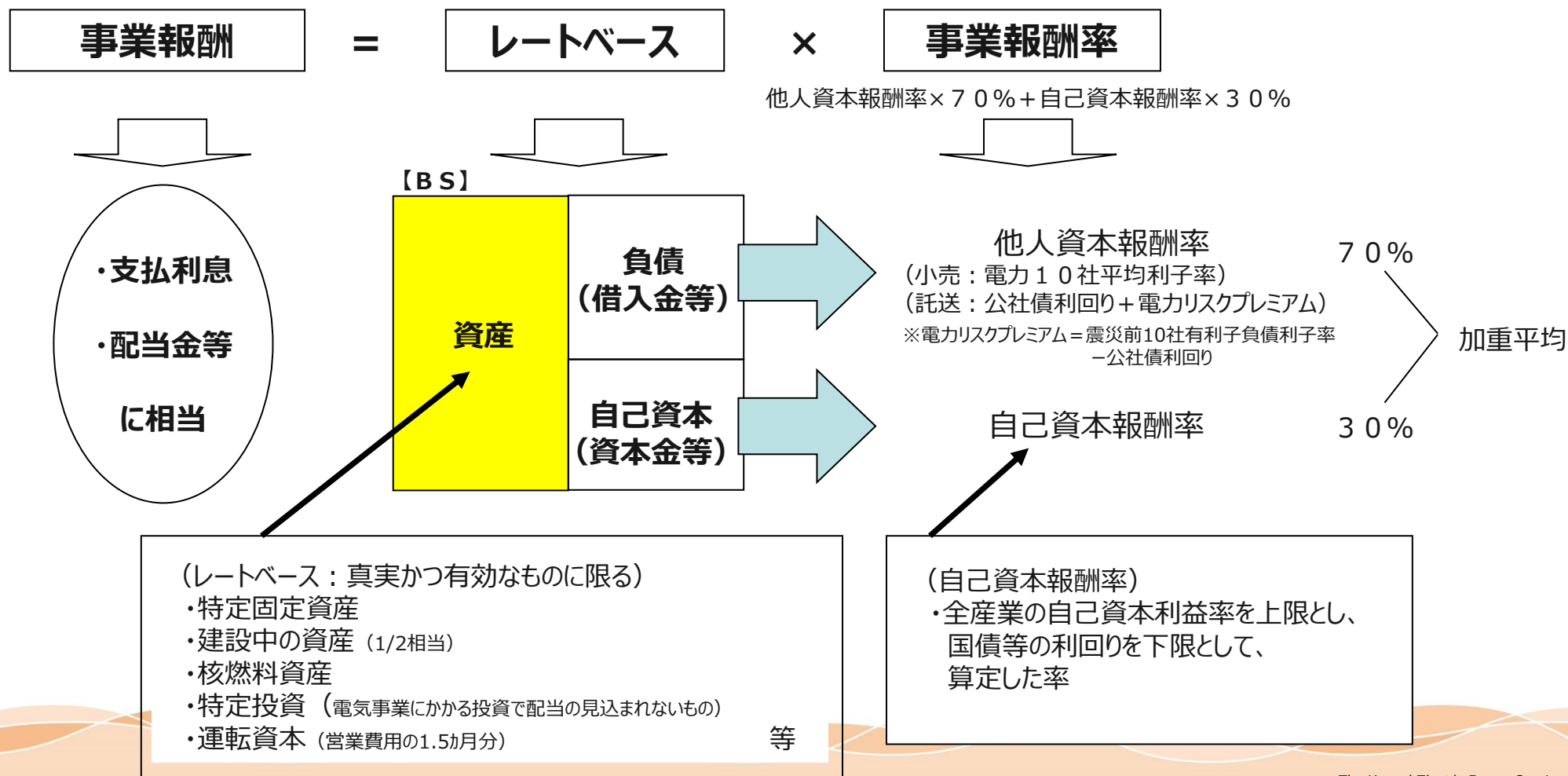
※自己資本利益率：全産業平均（全電力除き）の自己資本利益率を採用。

※β値の算定期間：平成27年6月22日～平成29年6月19日

(B)他人資本報酬率

	H28
平均有利子負債利率	1.16%

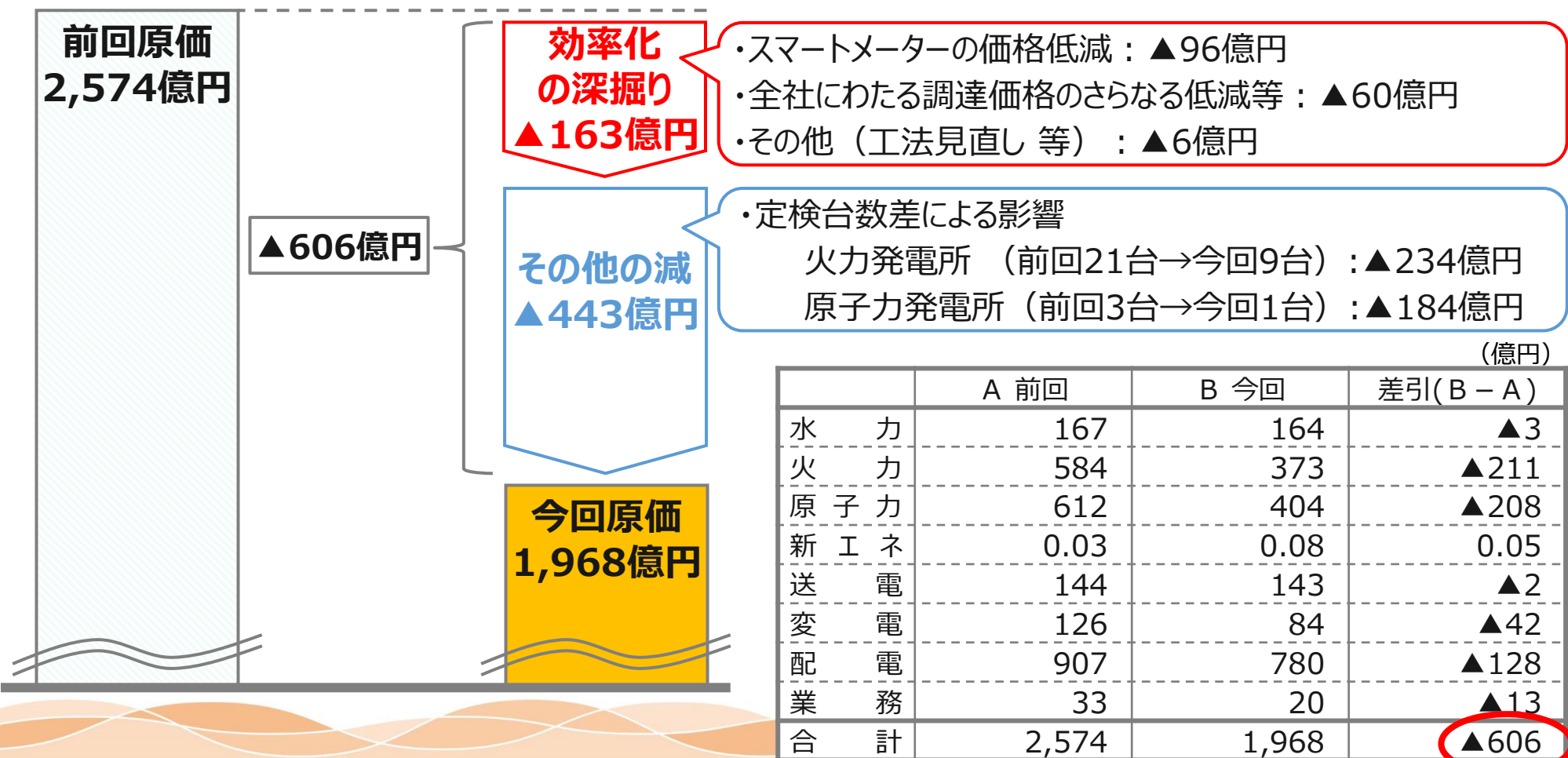
- 事業報酬は、設備投資等の資金調達コストであり、借入金や社債に対する支払利息や株式に対する配当金等に相当します。
- 設備投資等に要する資金調達を円滑に実施する必要がある一方、過大な利益を上げることのないよう、「真実かつ有効な電気事業資産に対して適正な報酬率を乗じる」というレートベース方式が採られています。



$$\text{事業報酬率} = \text{自己資本報酬率} \times 30\% + \text{他人資本報酬率} \times 70\%$$

	自己資本報酬率	他人資本報酬率
小売料金	公社債利回り実績率※¹ × (1 - β) + 全産業（全てのみなし小売電気事業者たる法人を除く）の 自己資本利益率※¹ × β※² ※¹: 公に適正と認められ広く公表・認知されている値で、事業者の経営状況を判断するのに適当な期間（<u>指定なし</u>）の平均値 ＜現行料金における算定方法＞ ・財務省・地方債協会HPより「長期国債（10年）」「地方債（10年）」「政府保証債（10年）」の各年度における平均値を 公社債利回り実績率として採用 ・『産業別財務データハンドブック』のデータより算定した直近7年間の 全産業自己資本利益率を採用 ※²: 事業経営リスク（市場全体の株価が1%上昇するときの、みなし小売電気事業者たる法人の株価平均上昇率※<u>採録期間の指定なし</u>）	各みなし小売電気事業者たる法人の平均有利子負債利子率※⁵ ※⁵: 直近1年間の有価証券報告書上公表されている値 ＜現行料金における算定方法＞ ・以下により求めた各社ごとの値の平均値を採用 支払利息 ÷ 有利子負債残高（社債・長期借入金・短期借入金・CP）
託送料金	公社債利回り実績率※³ × (1 - β) + 全産業（全ての一般送配電事業者たる法人を除く）の 自己資本利益率※³ × β※⁴ ※³: 公に適正と認められ広く公表・認知されている値で<u>直近7年間の</u>平均値 ＜現行料金における算定方法＞ ・小売料金と同様 ※⁴: 事業経営リスク（市場全体の株価が1%上昇するときの 旧一般電気事業者の<u>震災前7年間に</u>おける株価平均上昇率）	公社債利回り実績率※⁶ + 震災前の旧一般電気事業者のリスクプレミアム平均値※⁷ ※⁶: 直近5年間の平均値 ＜現行料金における算定方法＞ ・財務省・地方債協会HPより「長期国債（10年）」「地方債（10年）」「政府保証債（10年）」の各年度における平均値を採用 ※⁷: 以下により求めた<u>震災前5年間の平均値</u> 旧一般電気事業者の平均有利子負債利子率－公社債利回り実績率

- 修繕費は、前回に比べ、606億円の減少となりました。
- 具体的には、スマートメーターの価格低減や、競争発注の拡大、設計・仕様の見直しによる調達価格の低減等による163億円の効率化の深掘りを反映しております。
- また、原価算定期間内の火力・原子力発電所の定検台数が減少したこと等による費用の減少が、443億円となっております。



○公租公課は、総収入の減少に伴う事業税の減少や電力量の減少に伴う電源開発促進税の減少等により、前回に比べ、172億円減少しました。

◆公租公課の内訳

(億円)

	前回 A	今回 B	差引 (B－A)	備考
水利使用料	44	44	0	
固定資産税	517	504	▲13	償却進行による課税標準の減
雑税	105	103	▲2	印紙税等の減
電源開発促進税	559	503	▲56	課税対象である電力量の減
事業税	324	244	▲80	総収入の減
法人税等	214	193	▲21	法人税率の引き下げによる減(31%→28%)
公租公課 合計	1,763	1,592	▲172	

- その他経費は、前回に比べ、113億円の減少となりました。
- 算定に当たっては、調達効率化の取組み等を反映すると共に、H25年度値上げ時の査定方針を踏まえております。

◆その他経費

(億円)

	A 前回	B 今回	差引 (B-A)
廃棄物処理費	208	168	▲40
消耗品費	103	79	▲23
補償費	49	37	▲12
賃借料	662	616	▲46
託送料	136	117	▲19
事業者間精算費	8	43	35
委託費	1,246	1,313	67
損害保険料	20	17	▲2
原賠・廃炉等支援機構負担金 ^{※1}	315	315	0
普及開発関係費	27	34	7
養成費	19	20	1
研究費	104	99	▲5
諸費	286	222	▲64
固定資産除却費	321	285	▲36
その他 ^{※2}	20	44	24
諸経費 合計	3,524	3,411	▲113

◆控除収益^{※3}

(億円)

	A 前回	B 今回	差引 (B-A)
電気事業雑収益	▲289	▲274	15
託送収益	▲17	▲13	4
事業者間精算収益	▲7	▲7	1
預金利息	▲0.41	▲0.09	0.32
控除収益計	▲314	▲293	20

※3.控除収益は地帯間・他社販売電力料を除く。

◆主な増加要因

- 委託費
 - ・検針業務の全面法人委託化に伴う費用の増 +47
 - ・堺LNGセンターのタンク増設に伴う運営費の増：+44
- 事業者間精算費
 - ・卸電力取引所取引の増などによる振替供給の増：+35

◆主な減少要因

- 賃借料
 - ・光ファイバ賃借物量の減：▲47
- 諸費
 - ・スマートメーター拡大に伴う、旧計器の再利用に係るコストの減：▲53

※1 原子力損害賠償資金補助法負担金を含む

※2 貸倒損、共有設備費等分担額、同（貸方）、建設分担関連費振替額（貸方）、附帯事業営業費用分担関連費振替額（貸方）、電力費振替勘定（貸方）、社債発行費、原子力廃止関連仮勘定償却費、使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分

注）四捨五入の関係で内訳と合計が合わない場合がある。次ページ以降同様。

○前回に比べ、事業者間精算費および委託費は増加した一方、廃棄物処理費、賃借料等は、減少しました。

◆その他経費		(億円)			
	A 前回	B 今回	差引 (B-A)	主な差異理由	(参考) 算定方法等
廃棄物処理費	208	168	▲40	・高レベル放射性廃棄物の返還計画の差異	・個別件名の積み上げ
消耗品費	103	79	▲23	・事務用品費の減	・至近実績を元に算定
補償費	49	37	▲12	・当社設備に起因する電波障害への補償費の減	・個別件名の積上げにより算定
賃借料	662	616	▲46	・光ファイバー賃借物量の減	・至近実績を元に算定
託送料	136	117	▲19	・償却進行による減 ・振替供給（非規制）にかかる会計整理の変更	・契約に基づき算定
事業者間精算費	8	43	35	・卸電力取引所取引の増などによる振替供給の増	・至近実績を元に算定
委託費	1,246	1,313	67	・検針業務の全面法人委託化に伴う費用の増 ・堺LNGセンターのタンク増設に伴う運営費の増	・個別件名の積上げにより算定
損害保険料	20	17	▲2	・原子力保険料の算定基礎となる運転計画の差異	・至近実績を元に算定

○前回に比べ、普及開発関係費、養成費は増加した一方、研究費、諸費等は減少しました。

◆その他経費

(億円)

	A 前回	B 今回	差引 (B-A)	主な差異理由	(参考) 算定方法等
原賠・廃炉等支援機構負担金 ※1	315	315	0	—	・法令に基づき算定
普及開発関係費	27	34	7	・原子力関係を中心とした発電所立地に係る理解活動の見直しによる増	・個別件名の積上げにより算定
養成費	19	20	1	・安全対策を踏まえた原子力運転訓練の追加による増	・個別件名の積上げにより算定
研究費	104	99	▲5	・研究内容の厳選	・個別件名の積上げにより算定
諸費	286	222	▲64	・スマートメーター拡大に伴う、旧計器の再利用に係るコストの減	・至近実績を元に算定
固定資産除却費	321	285	▲36	・除却対応工事資金の減	・工事資金と連動させて算定 ・原子力安全対策工事の積み上げ
その他※2	20	44	24	・使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分※3および廃止関連仮勘定償却費	—

※1 原子力損害賠償資金補助法負担金を含む

※2 貸倒損、共有設備費等分担額、同（貸方）、建設分担関連費振替額（貸方）、附属事業営業費用分担関連費振替額（貸方）、電力費振替勘定（貸方）、社債発行費、原子力廃止関連仮勘定償却費、使用済燃料再処理等既発電費支払契約締結分

※3 会計制度の変更に伴う計上費目の変更によるもの。（前回：他社購入電源費として整理、今回：その他経費として整理）

○控除収益は、前回に比べ、20億円の減少となりました。

◆控除収益※

(億円)

	A 前回	B 今回	差引 (B-A)	主な差異理由	(参考) 算定方法等
電気事業雑収益	▲289	▲274	15		
共架料収益	▲143	▲134	9	・至近実績反映による減	・電柱への共架物量に基づき算定
貸付収益	▲41	▲35	7	・社宅・寮の減少に伴う土地貸付の減	・社宅・寮の物量に基づき算定
その他	▲105	▲105	▲0	-	・至近実績を元に算定
託送収益	▲17	▲13	4	・振替供給（非規制）にかかる会計整理の変更	・契約に基づき算定
事業者間精算収益	▲7	▲7	1	-	-
預金利息	▲0.41	▲0.09	0.32	-	・至近実績を元に算定
控除収益計	▲314	▲293	20		

※ 控除収益は地帯間・他社販売電力料を除く。

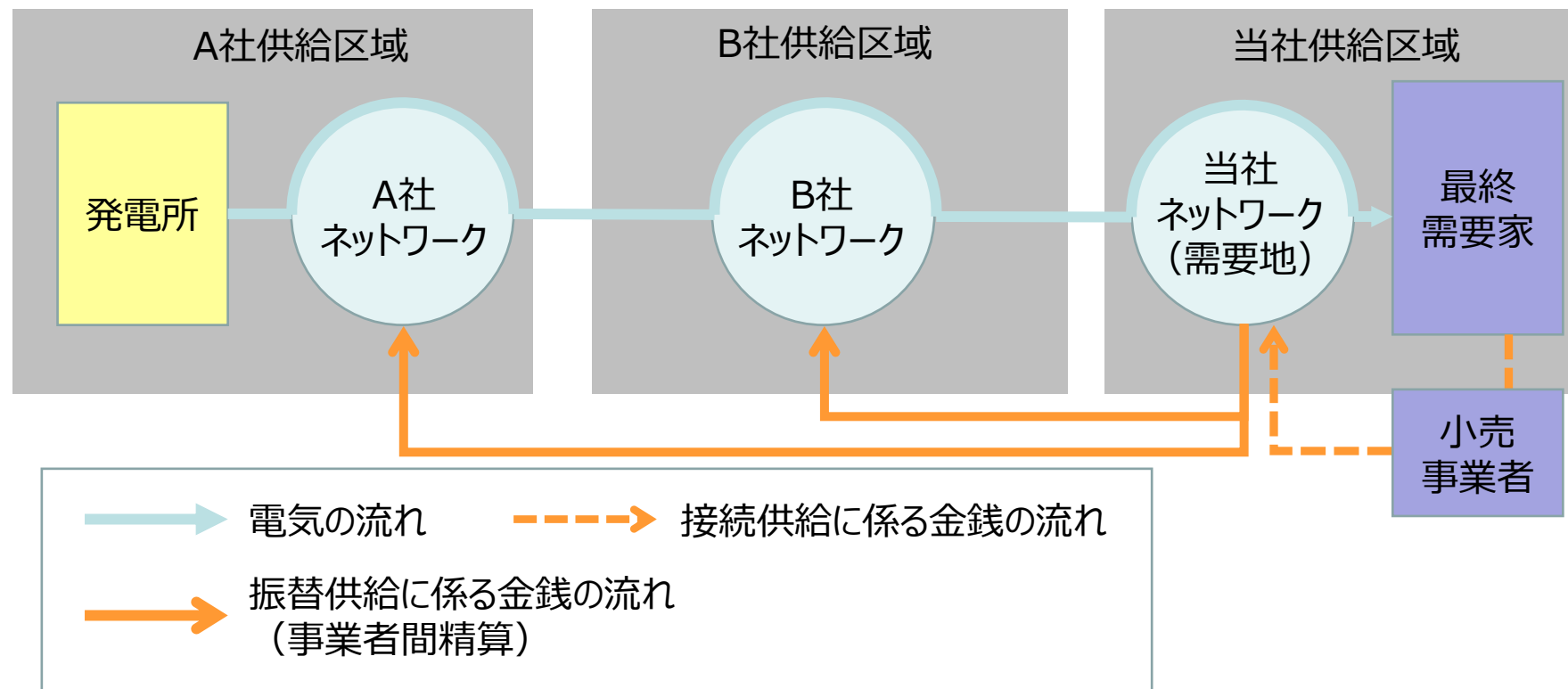
(億円)

費目	今回	概 要
廃 棄 物 処 理 費	168	発電に伴い火力発電所で発生する灰や排水、汚泥等の処理、および原子力発電所で発生する高レベル、低レベルの放射性廃棄物の処理等にかかる費用。
消 耗 品 費	79	発電用機器の潤滑油や、図書費、水道光熱費、車両の燃料代など。
補 償 費	37	汚染負荷量賦課金、かんがい補償、伐採補償、損害賠償費用など。
賃 借 料	616	事務所建物・社宅等の賃料や電柱等の設置に要する土地の使用料、車両・業務機器のリース料など。
託 送 料	117	他社の送電設備等を利用することに伴う費用。
事 業 間 精 算 費	43	当社供給区域内の事業者が他社供給区域での振替供給に要した費用を、当社が当該一般送配電事業者に支払う費用など。
委 託 費	1,313	原子力発電所における安全対策、設備の運営・維持、コールセンター受付、電気料金収納における各種手数料、業務システム化対応など、社外に委託した業務にかかる費用。
損 害 保 険 料	17	原子力損害の賠償に関する法律に基づき政府等と結ぶ契約の保険料や、重要設備に対する財産保険の保険料など。
原子力損害賠償支援機構一般負担金	315	原子力損害賠償支援機構法第38条に基づき、原子力発電所を保有する電力会社等が毎年機構に対して納付する負担金。
普及開発関係費	34	電気のご使用に関するお客さま周知用チラシやパンフレット等の製作・印刷代や、電気事故防止を目的とした周知業務、節電・省エネ関連の情報提供等にかかる費用。
養 成 費	20	電力の安全・安定供給に必要な技術や知識の習得および技能向上のための研修費用など。
研 究 費	99	自社研究にかかる費用、電力共通課題に対する研究にかかる分担金（電力中央研究所分担金）など。

(億円)

費目	今回	概 要
諸 費	222	通信運搬費（電話代・郵送代）や旅費（交通費・宿泊費・日当）、寄付金、団体費（諸会費・事業団体費）、その他諸費（諸手数料等）などにかかる費用。
貸 倒 損	10	電気料金収入の回収不能分（貸倒損・貸倒引当金）。
共有設備費等分担額／同 （ 貸 方 ）	6	ダムや燃料設備、共同溝など、自治体や他企業と共同管理を行っている設備の維持管理費用。
建設分担保関連費振替額 （ 貸 方 ）	▲4	建設工事に間接的に関連して支出する本店・支社等の一般管理部門の経費を、営業費用から控除し、建設仮勘定に配賦するもの。
附帯事業営業費用分担 関連費振替額（貸方）	▲4	附帯事業に間接的に関連する本店・支社・発電所等の一般管理部門の経費を営業費用から控除し、附帯事業営業費用に振替えるもの。
電力費振替勘定 （ 貸 方 ）	▲1	建設工事や附帯事業に使用する電力料金を、営業費用から控除し建設仮勘定又は附帯事業営業費用に振り替えるもの。
株 式 交 付 費	0	新株発行の際に発生する登録免許税など。
社 債 発 行 費	9	社債発行の際に証券会社等へ支払う手数料など。
託 送 収 益	▲13	他電力及び他電力供給区域内の新電力が、当社の送電設備等を利用することに伴う収益。
事 業 者 間 精 算 収 益	▲7	他社供給区域内の事業者が当社供給区域での振替供給に要する費用を、当社が当該一般送配電事業者から得る収益など。
電 気 事 業 雑 収 益	▲274	電気の無断使用による違約金や、電柱広告・共架料等当社設備の貸付による収益など。
預 金 利 息	▲0.09	銀行預金に係る利息収入。

- 電気事業制度においては、最終需要家への電気到達までに通過する「すべての」一般送配電事業者に対して、需要地一般送配電事業者が振替供給にかかる費用（振替供給料金相当額）を精算することとなっております。



※電力・ガス取引監視等委員会

平成28年9月29日 料金審査専門会合（第17回） 資料5-3より

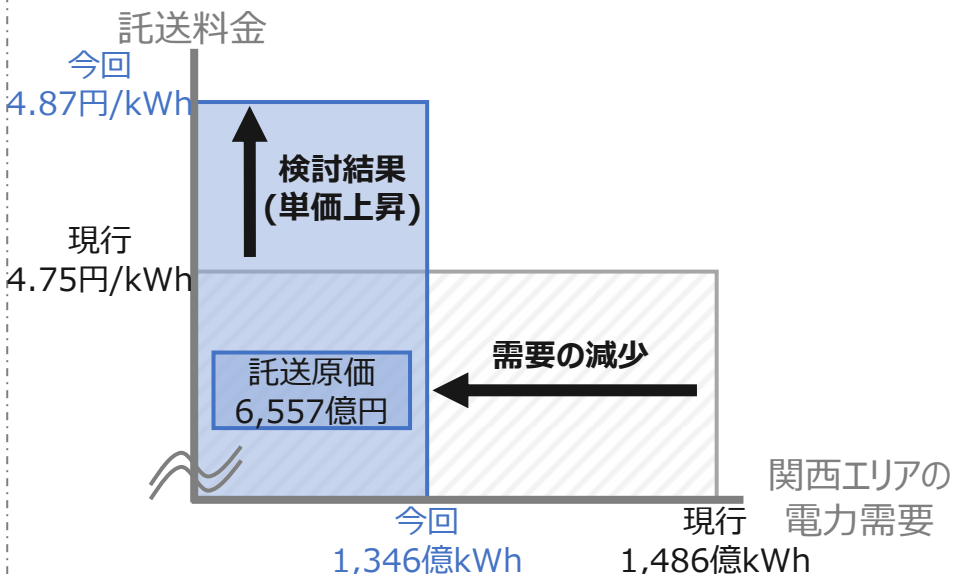
- 寄付金・諸会費は、「みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金審査要領（以下、「審査要領」という。）」に基づき、原価不算入としております。
- また、団体費は、H25年度値上げ時の査定方針に基づき、原価算入を認められた5団体のみ原価に算入しております。（電力系統利用協議会が解散し、電力広域的運営推進機関が設立されたため、新たに原価に算入したものの。）

(億円)

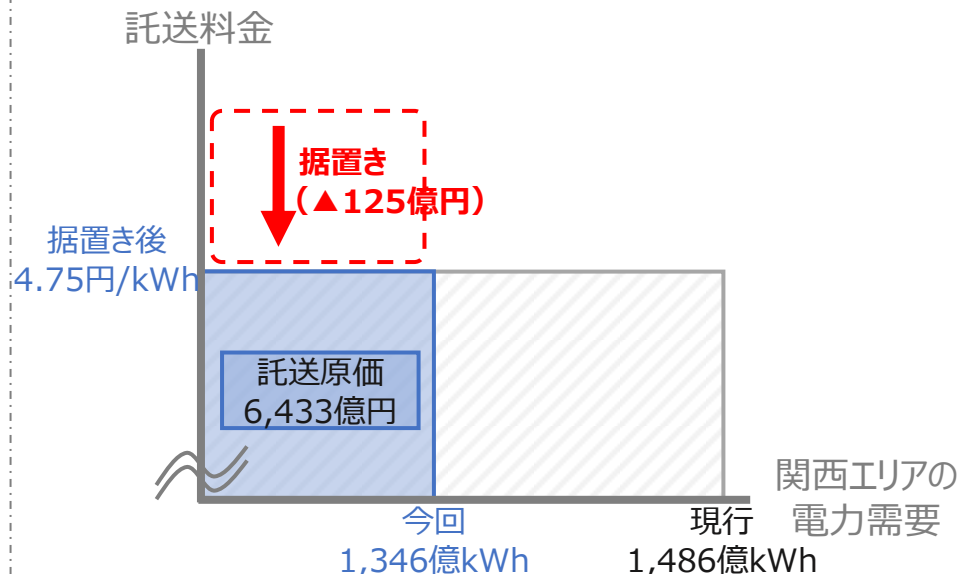
	A 前回	B 今回	差引 (B-A)	主な差異理由	(参考) 算定方法等
寄付金	0	0	0	—	全額原価カット
諸会費	0	0	0	—	全額原価カット
事業団体費	11	22	12		
海外電力調査会	2	1	▲0	—	当社分担比率に基づき算定
海外再処理委員会	2	2	▲0	—	当社分担比率に基づき算定
原子力安全推進協会	6	8	2	原子力安全推進協会の費用増	当社分担比率に基づき算定
電力系統利用協議会	1	-	▲1	—	—
電力広域的運営推進機関	-	10	10	電力広域的運営推進機関の設立による増	請求書に基づき算定
世界原子力発電事業者協会 東京センター (WANO)	0	2	2	WANOの費用増	当社分担比率に基づき算定

- 今回の電気料金値下げに当たっては、経営全般における徹底した効率化の成果を最大限反映いたしました。これにあわせて、託送料金についても見直しを検討しましたが、関西エリアの電力需要が省エネ等により大幅に減少しているため、託送料金としては単価が上昇する検討結果となりました。
- しかしながら、現行の託送料金の適用開始からわずか1年程度であり、今回、託送料金を改定することはお客さまに混乱をきたすおそれがあること等を総合的に勘案した結果、今回は現行の託送料金を据え置くことといたしました。
- 今後の託送料金は、経営効率化の進捗状況や需要動向等を見極めた上で判断してまいります。

◆電気料金値下げとあわせた託送料金の検討



◆託送料金の据置き



◆託送料金単価 (円/kWh)

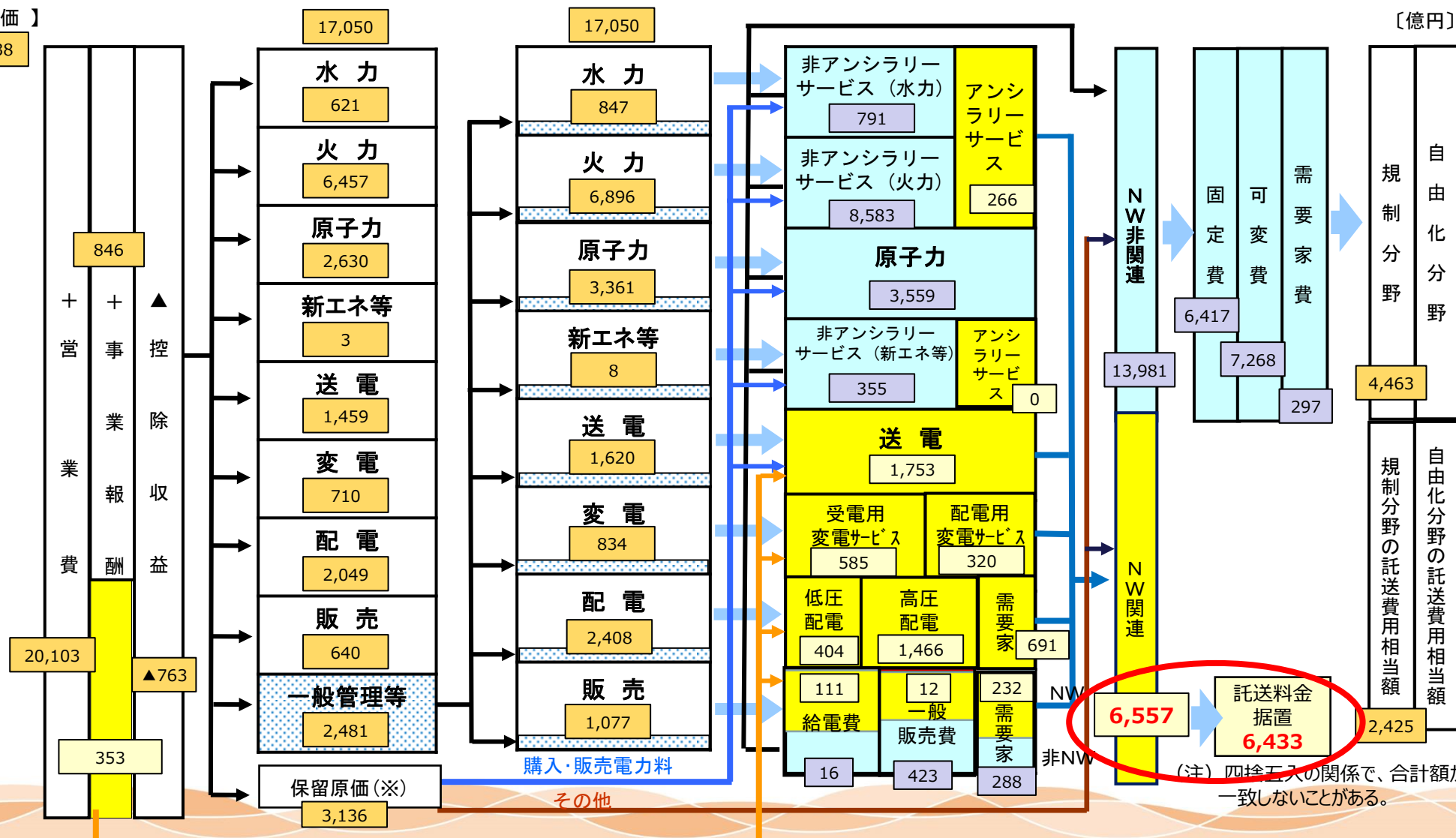
	現行単価	今回 算定結果	現行据置
低圧	7.81	(7.94)	
高圧	4.01	(4.11)	
特別高圧	2.02	(2.14)	
全体	4.75	(4.87)	

※ 託送料金とは、送配電ネットワークを利用してお客さまに電力を供給する際のネットワーク利用料です。
 ※ 上記の図の縮尺はイメージです。また、託送料金の単価は平均単価を記載しております。

- 「みなし小売電気事業者特定小売供給約款料金算定規則」に則り、費目ごとに積み上げた総原価を、その機能や性質に応じて原価を配分し、規制分野の原価を特定しております。
- なお、託送料金は、関西エリアの電力需要が省エネ等により大幅に減少しているため、単価が上昇となることから、据え置きをいたします。

【総原価】

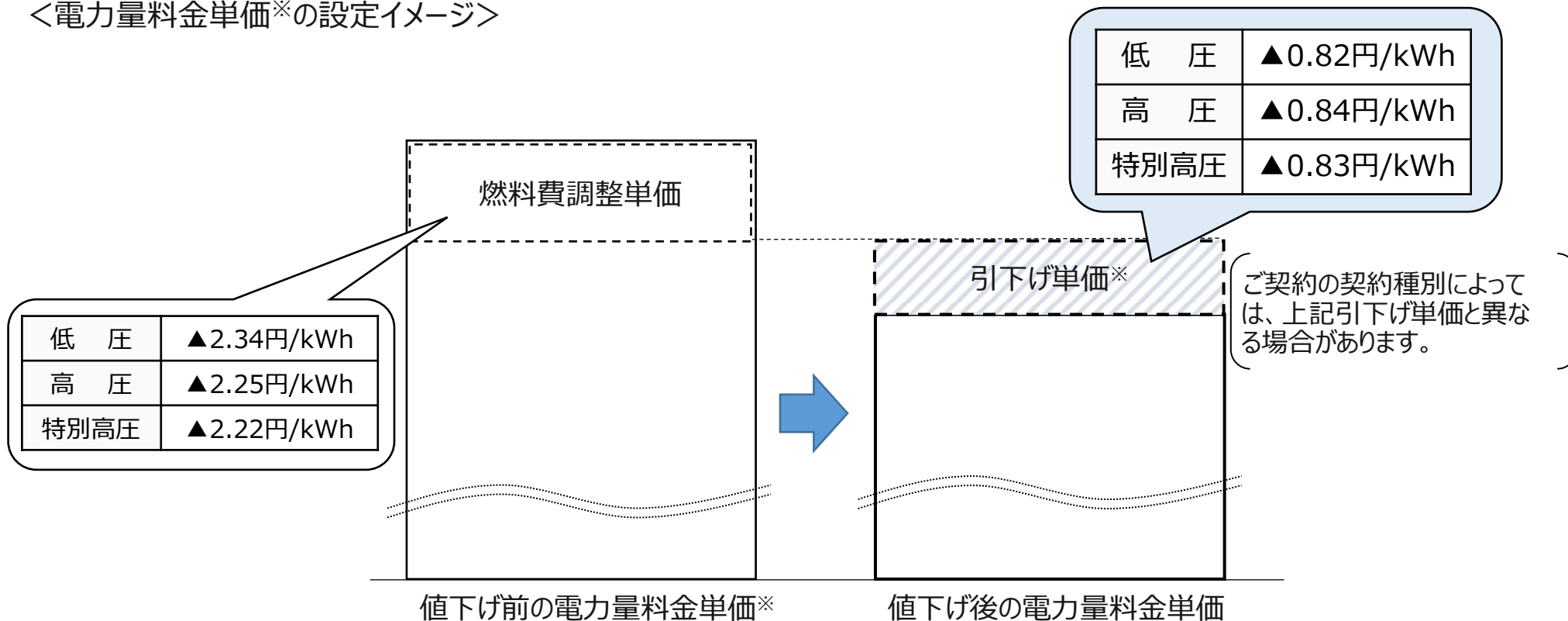
20,538



※ 保留原価:再処理等既発電費,購入・販売電力料,原子力廃止関連仮勘定償却費,電源開発促進税,事業税,電力費振替勘定,遅収加算料金,託送収益,事業者間精算収益,電気事業雑収益,預金利息

○今回の値下げは、高浜発電所3・4号機の運転再開による火力燃料費等の削減分および経営効率化の深掘り等を電気料金に反映するものであり、平成27年6月の値上げ時には電力量料金単価の見直しとしたことを踏まえ、値下げ後の電力量料金単価は、値下げ前の電力量料金単価から以下の引下げ単価を差し引くことといたします。平成27年6月の値上げ時と同様、基本料金単価は変更いたしません。

＜電力量料金単価※の設定イメージ＞

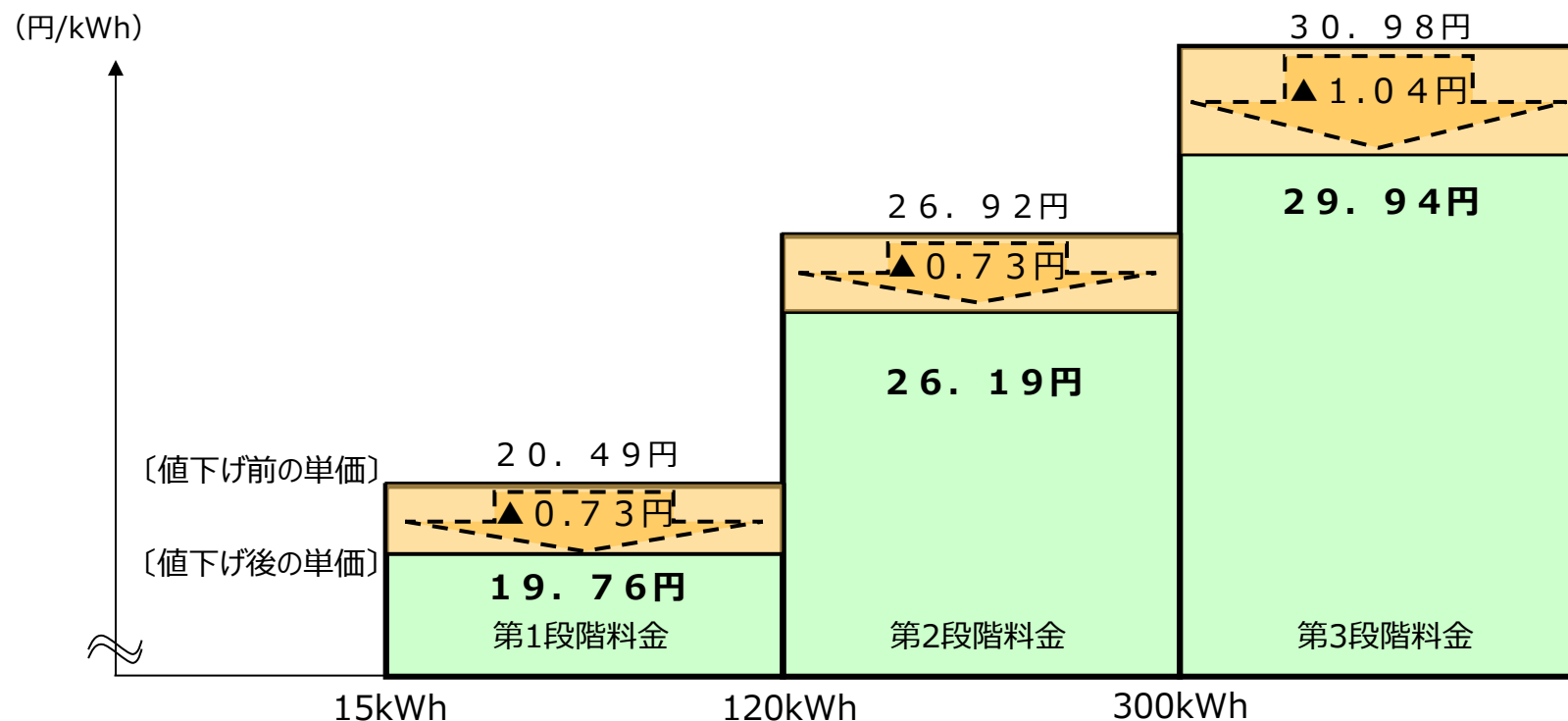


※ 単価には、消費税等相当額を含みます。

※ 値下げ前の電力量料金単価には、平成29年2月～4月の貿易統計価格にもとづく燃料費調整単価を含みます。

- 電気のご使用量に応じて料金単価に格差を設けた3段階料金制度を採用しているご契約メニューについては、平成27年6月の値上げ時の料金の設定方法（第1段階料金・第2段階料金の値上げ幅を同一とし、第3段階料金の値上げ幅より抑制）を踏まえて、引下げ単価を設定しております。

3段階料金制度（従量電灯Aの場合）



※ 単価には、消費税等相当額を含みます。

※ 値下げ前の単価には、平成29年2月～4月の貿易統計価格にもとづく燃料費調整単価を含みます。

低圧分野の料金（主なご契約メニューの値下げ）

40

（単位：円/月、％）

	1ヶ月の使用量	値下げ前のお支払額	値下げ後のお支払額	値下げ額	値下げ率
従量電灯 A 〔規制分野〕	2 6 0 kWh	6, 8 9 0	6, 7 0 1	▲ 1 8 9	▲ 2. 7 4
従量電灯 B 〔規制分野〕 (契約容量：1 1 kVA)	1, 1 8 0 kWh	3 6, 4 1 8	3 5, 2 8 4	▲ 1, 1 3 4	▲ 3. 1 1
時間帯別電灯 (契約電力：1 0 kW)	4 8 0 kWh	1 1, 1 7 0	1 0, 7 9 6	▲ 3 7 4	▲ 3. 3 5
はぴ e タイム (契約電力：1 0 kW)	6 7 0 kWh	1 6, 4 4 2	1 5, 8 9 2	▲ 5 5 0	▲ 3. 3 5
季時別電灯 P S (契約電力：1 0 kW)	4 8 0 kWh	1 0, 7 0 4	1 0, 3 2 8	▲ 3 7 6	▲ 3. 5 1
e おとくプラン (契約電力：6 kW)	3 5 0 kWh	9, 5 1 0	9, 2 2 3	▲ 2 8 7	▲ 3. 0 2
e スマート 1 0 (契約電力：6 kW)	5 5 0 kWh	1 7, 2 8 3	1 6, 8 3 2	▲ 4 5 1	▲ 2. 6 1
低圧総合利用契約	1 2, 0 0 0 kWh	3 1 1, 0 4 0	3 0 1, 2 0 0	▲ 9, 8 4 0	▲ 3. 1 6
低圧電力 〔規制分野〕 (契約電力：8 kW、力率：90％)	4 9 0 kWh	1 7, 0 0 0	1 6, 5 9 8	▲ 4 0 2	▲ 2. 3 6

※1 値下げ前のお支払額には、平成29年2月～4月の貿易統計価格にもとづく燃料費調整単価で算定した燃料費調整額を含みます。

※2 値下げ前のお支払額および値下げ後のお支払額には、平成29年5月分以降に適用する単価で算定した再生可能エネルギー発電促進賦課金を含めており、従量電灯 A、

従量電灯 Bは口座振替割引を適用しています。

※3 値下げ前のお支払額および値下げ後のお支払額には、消費税等相当額を含みます。

※4 はぴ e タイム、e スマート10、低圧総合利用契約および低圧電力の値下げ前のお支払額および値下げ後のお支払額には、「夏季」の電力量料金単価を適用しています。

※5 実施日以降、実際にお支払いいただく電気料金は、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金により変動いたします。

※6 使用量の内訳は、時間帯別電灯は昼間時間225kWh・夜間時間255kWh、はぴ e タイムはデイトime64kWh・リビングタイム257kWh・ナイトタイム349kWh、季時別電灯 P Sはピーク時間5kWh・オフピーク時間197kWh・夜間時間278kWh、e スマート10はデイトime46kWh・リビングタイム296kWh・ナイトタイム208kWh。

契約電力が500kW以上のお客さま

- 高圧電力A L（商業施設、事務所ビル等のお客さま）
 契約電力：820kW
 月間使用量：230,000kWh の場合

1ヶ月あたりのご請求金額	
値下げ前	値下げ後
約526万円	約507万円

値下げ額	値下げ率
約▲19万円	▲3.7%

- 高圧電力B L（工場等のお客さま）
 契約電力：900kW
 月間使用量：270,000kWh の場合

1ヶ月あたりのご請求金額	
値下げ前	値下げ後
約581万円	約558万円

値下げ額	値下げ率
約▲23万円	▲3.9%

契約電力が500kW未満のお客さま

- 高圧電力A S（スーパー、事務所ビル等のお客さま）
 契約電力：100kW
 月間使用量：16,500kWh の場合

1ヶ月あたりのご請求金額	
値下げ前	値下げ後
約43.8万円	約42.4万円

値下げ額	値下げ率
約▲1.4万円	▲3.2%

- 高圧電力B S（工場等のお客さま）
 契約電力：110kW
 月間使用量：26,400kWh の場合

1ヶ月あたりのご請求金額	
値下げ前	値下げ後
約60.3万円	約58.1万円

値下げ額	値下げ率
約▲2.2万円	▲3.7%

※1 電力量料金単価は「夏季」、基本料金は力率100%で算定しております。

※2 値下げ前のご請求金額には、平成29年2月～4月の貿易統計価格にもとづく燃料費調整単価で算定した燃料費調整額を含みます。

※3 値下げ前および値下げ後のご請求金額には、平成29年5月分以降に適用する単価で算定した再生可能エネルギー発電促進賦課金を含めております。

※4 値下げ前および値下げ後のご請求金額には、消費税等相当額を含みます。

※5 実際のご請求金額は、燃料費調整額および再生可能エネルギー発電促進賦課金により変動いたします。

○燃料費調整の前提諸元は、発電構成や燃料価格の変更に伴い、見直しを実施しております。

基準燃料価格および基準単価

○基準燃料価格

	前回（値下げ前）	今回（値下げ後）
基準燃料価格	40,700円/kl	25,500円/kl

基準燃料価格とは、料金設定の前提である原油・LNG・石炭の燃料価格の加重平均値で、燃料費調整における価格変動の基準値です。

○基準単価※1

	前回（値下げ前）	今回（値下げ後）
低圧供給の場合	0.211円/kWh	0.195円/kWh
高圧供給の場合	0.203円/kWh	0.188円/kWh
特別高圧供給の場合	0.200円/kWh	0.186円/kWh

基準単価とは、燃料費調整単価の算定に用いる基準値で、平均燃料価格が基準燃料価格に比べて1,000円変動した場合の値です。

※1 基準単価には、消費税等相当額を含みます。

※2 定額電灯等も、ご契約メニューに応じた基準単価を設定しています。

○平成29年7月31日までのご使用分には変更前の電気供給約款等に基づく燃料費調整単価を、平成29年8月1日以降のご使用分には変更後の電気特定小売供給約款等に基づく燃料費調整単価を適用いたします。

平成29年8月分電気料金の燃料費調整単価等

		平成29年7月31日 までのご使用分	平成29年8月1日 以降のご使用分
平均燃料価格※1		29,800円/kl	25,900円/kl
燃料費 調整単価※2	低圧供給の場合	▲2.30円/kWh	+0.08円/kWh
	高圧供給で契約電力 500kW未満の場合	▲2.21円/kWh	+0.08円/kWh
	高圧供給で契約電力 500kW以上の場合※3	—	+0.08円/kWh
	特別高圧供給の場合※3	—	+0.07円/kWh

※1 平均燃料価格は、平成29年3月～5月の貿易統計価格にもとづき算定しています。

※2 燃料費調整単価には、消費税等相当額を含みます。

※3 平成29年7月31日までのご使用分は平成29年7月分の燃料費調整単価を適用いたします。

※4 定額電灯等も、ご契約メニューに応じた燃料費調整単価を設定しています。

- ご家庭や商店等の低圧分野のお客さまにつきましては、当社ホームページ、電気・ガス料金の確認などができるWebサービス（はぴeみる電）、ご説明書面の送付等により、値下げの実施概要や主なご契約メニューにおける値下げ額等をお知らせしてまいります。
- また、お客さまや各種団体さまへのご訪問時等、あらゆる機会を通じて丁寧かつ分かりやすいご説明に努めてまいります。

ご家庭・商店等のお客さま

- ◆ 当社ホームページ上で丁寧かつ分かりやすい情報提供を行うとともに、「ご契約メニュー変更シミュレーション」において、ご契約内容やご使用量等に応じた値下げ額を表示いたします。
- ◆ はぴeみる電によるお知らせや、ご説明書面の送付等により、値下げの実施概要や値下げの影響額等を幅広くお知らせしてまいります。
- ◆ パンフレット等の詳細なご説明ツールを活用し、お客さま宅へのご訪問時等のあらゆる機会を通じて、丁寧かつ分かりやすいご説明に努めてまいります。

各種団体さま

- ◆ 消費者団体さまをはじめとした各種団体さまや自治体さまに対し、ご訪問や説明会等を通じて、丁寧かつ分かりやすいご説明に努めてまいります。

お問い合わせへの対応

- ◆ お問い合わせ窓口を設置し、お客さまからのお問い合わせやご意見に対し、丁寧な対応に努めてまいります。
- ◆ よくあるお問い合わせにつきましては、ホームページ上のFAQサイトに反映する等、情報の充実に努めてまいります。

【値下げ等に関する低圧のお客さま専用窓口】 0800-123-0303

<受付時間> 平日（月～金） 9：00～17：00 ※祝日を除く

- 特別高圧・高圧分野のすべてのお客さまに、ご訪問やご説明書面の送付等により、電気料金の値下げ内容をお知らせしてまいります。
- また、各種団体さまへの丁寧かつ分かりやすいご説明に努めてまいります。

契約電力 500kW以上のお客さま	◆ ご訪問により、丁寧かつ分かりやすいご説明に努めてまいります。
契約電力 500kW未満のお客さま	◆ ご説明書面の送付やご訪問等を通じて、お知らせしてまいります。
各種団体さま	◆ 業界団体さまをはじめとした各種団体さまや自治体さまに対し、ご訪問等を通じて、丁寧かつ分かりやすいご説明に努めてまいります。
お問い合わせ への対応	◆ お問い合わせ窓口を設置し、お客さまからのお問い合わせやご意見に対し、丁寧な対応に努めてまいります。

【値下げに関する高圧のお客さま専用窓口】 0120-914-537

<受付時間> 平日（月～金） 9：00～17：00 ※祝日を除く